

令和5年 第113回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和5年6月20日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和5年6月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 小寺俊輔
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟	建設課長 野崎直規
副町長 前田義人	地籍課長 中野友純
教育長 入江多喜夫	上下水道課長 谷総和人
総務課長 平岡万寿夫	健康福祉課長 藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事 黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 木村弘美
税務課長 長井千晴	会計管理者兼会計課長 北川由美
住民生活課長 平岡民雄	町参事兼病院副院長兼事務長
住民生活課参事兼防災特命参事	

..... 井 出 博 春 名 常 洋
農林政策課長	病院総務課長兼施設課長
前 川 穂 積 井 上 淳 一 朗
ひと・まち・みらい課長 井 上 淳 一 朗
..... 石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長
..... 石 橋 啓 明 児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事 児 島 浩 司
..... 高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事
..... 高 橋 吉 治 宮 本 公 平
 宮 本 公 平

午前 9 時 3 0 分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 113 回神河町議会定例会の第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第 9 1 条及び 9 1 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員 1 人につき、質問、答弁合わせて 60 分以内となっています。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 12 条第 1 項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行うと定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、11 番、栗原廣哉議員を指名します。

11 番、栗原廣哉議員。

○議員（11 番 栗原 廣哉君） おはようございます。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず最初に、神河町におけるデマンド型交通導入の進捗状況についてであります。令和5年2月1日から、午前10時から午後3時までの間、川上・長谷・神崎総合病院間でデマンド型交通の試験運行が開始された。さらに、令和5年度、越知谷線と上小田線の2路線でのデマンド交通の運行を予定しているが、次の4点についてお聞きします。

まず1点目です。試験運行開始から約4か月経過するが、運行状況と課題、問題点は、よろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、栗原議員の御質問にお答えします。

神河町のデマンド型交通については、神河町公共交通の充実を図るため、令和5年2月1日から、川上線を利用し、コミュニティバスの利用者数が少ない時間帯、10時から15時の間で、長谷地区及び大河・鍛冶地区を対象に実証運行に取り組んでいます。

運行方法は、ごみステーションを基本にバス停を設け、御自宅等から近いところで乗降できるような運行経路としております。御利用される方は、事前に利用者登録をし、利用の2時間前までに電話で予約を入れていただき、事前に登録・予約したバス停から乗車いただきます。乗降できるバス停は、長谷駅、寺前駅含む長谷地区及び大河・鍛冶地内のバス停及び役場本庁舎、神崎支庁舎、そして公立神崎総合病院でございます。

運行及び利用状況としましては、5月末日現在、利用登録者数は123人で、延べ利用者数は162人となっています。また、1日当たりの運行回数は、1日2.5往復中、平均1往復程度となっており、1便当たり2人程度となっています。

運行経費については、令和5年4月、5月分の2か月分の運行経費のみの効果額となりますが、コミュニティバスとして運行した経費と比べ、デマンド型交通を取り入れたことにより約3%、金額にして61万円の減額となっています。

次に、実証運行により見えてきた課題、問題点としては3点ございまして、1点目は、デマンドバス運行時間内での小・中学校の始業式や終業式等の下校時の送迎の対応、2点目は、長期休暇中の中学校部活動など臨時運行時の運行時間及び乗車人数への対応、3点目に、このたびの実証運行の対象地区外の方の利用ができないなどの課題、問題点を現在把握しております。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。最初に、前にも一度質問したことがあるんですが、神河町を走っているバスですね、ウイング神姫ですかね、ここが走らせるバスの種類について、まず教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。よろしくお願ひします。

ウイング神姫さんが運行しているバスの種類といたしましては、車両の種類といたし

ましては大型バス、中型バス、それから小型のポンチョといいます最新小型のバスというふうな形で運行を続けておるところでございます。また、運行形態につきましては、町内のほぼ全部のところはコミュニティバス運行というふうな形で運行させていただいているという状況でございます。その中で一つだけ、神河町と朝来市を結ぶ路線につきましては、コミュニティ料金化事業というふうなところの今事業を実施しておりますけれども、その路線につきましては神姫バスの路線というふうなところで、朝来市と神河町を結ぶ広域的な路線というふうな形で、その部分につきましては神姫バス、ウイング神姫が運行しているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） そのほかにはありませんか。例えば、スクールバスもウイング神姫やと思うんですが。それと、福祉の関係のバスは、これはウイングじゃないんですか。その辺ちょっと確認させてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。現在、中学校の生徒さんが通学、それから帰るときというふうなところで運行しているバスがあるんですけども、その分につきましては、スクールバスということではなく、中学校線というふうな形で、中学校の子が乗れる、途中バス停を飛ばして、最終、中学校の前まで持ってくるバスということで、基本、中学校生徒しか乗らないんですけども、一般の方も乗れるというふうな前提で、中学校線というふうな形で今現在、路線バスとして運行をしております。

それから、福祉の関係におきましては、今現在、コミュニティバス、それからウイング神姫が持っておる路線の中では、福祉としてのバスは運行してないという状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほどの説明で、路線バスは神崎、それから猪篠生野線だけやったと思うんですけど、そのスクールバスも路線バスに入ってくるんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） 中学校生徒が乗っておるバスにつきましては、コミュニティバスの中に入ってくるバスということで御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 中学生の分はコミュニティバスということで理解しておきます。

それで、次に、今試験運行しております川上線ですね、AM 10時からPMの3時まで、これ、現在2.5往復のうち、現実には1往復ぐらいであったということですけど、コミュニティバスのときは、これ何往復してましたか、この時間に。ちょっと教えてく

ださい。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。コミュニティバスのときにつきましては2往復しておりました。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 現在のデマンドの予約状況ですね、登録してる方は、やっぱり今後のことを考えて増えてると思うんですが、実際には予約状況として1日どれぐらいの人が予約するものか、また、シルバーの方が受付をされてると思うんですが、その受付の状況について、ちょっと分かれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。現在、シルバー人材センターのほうから派遣をいただきまして、このデマンド交通の受付を実施しております。大体、予約状況につきましては1日平均で1人か2人というふうなところで、大体その日に予約があって、その日に実車いただくと、乗っていただくというふうな傾向というふうなところでございます。

その状況というふうなところで、シルバーの今の状況なんですけれども、3名の方に今お願いをしております、1日1人で交代で勤務に当たっていただいているというふうな状況でございます。内容につきましては、デマンドバスの予約の受付、それから、受け付けた後にバスの状況を、コールバックといまして、大体何時頃におうちのほうに迎えに行きます、目的地に何時に着きますというような状況をコールバックをさせていただいておりますというふうなところで、大体1日1人か2人程度の予約を受け付けておるとい状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） このデマンドを始めるときに、神河町地域公共交通活性化協議会というのを4回行われていると思います。この協議会の根拠はどこにありますか、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。現在、地域公共交通活性化協議会というふうな中で、バスの運行等協議をさせていただいておりますけれども、神河町の条例の中に地域公共交通活性化協議会の設置要綱というふうなものを出していただいて、その中で運用しておる状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私の勉強不足やと思うんですけど、例規見てもどこにあるかというのがちょっと分からなかったんですけど、公共交通安全の活性化協議会っていうのが見当たらなかったんですけど、それ、最近できてますか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

この設置要綱をつくりましたのが、令和4年6月1日付で施行というふうなことになっておまして、その前、前段を申しますと、地域公共交通会議というふうなところと、コミュニティバス推進協議会というふうな2通りの協議会を持ってあったわけなんですけれども、それを統合しまして、合わせまして、この地域公共交通活性化協議会というふうな形にしたのが令和4年6月1日ということになります。それまでにありました公共交通会議、それからコミュニティバスの協議会につきましては、その時点で廃止をさせていただきますという状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この協議会には、どのようなメンバーの方がおられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。この協議会につきましては、設置要綱の第3条に規定しております組織メンバーというふうなところになりますけれども、神河町副町長を筆頭に、住民または地域公共交通の利用者というふうな形で区長会、それから、老人クラブ、社会福祉協議会、民生児童委員会、連合PTA、それぞれの代表者ということ、それから、学識経験者で大学の教授を1名充てております。また、バス、鉄道の運送事業者それぞれからお越しをいただいております。それから、兵庫県のバス協会、次に、交通の事業者が抱えております運転手が組織する団体、簡単に言えば労働組合にはなりますけれども、事業者の運転手が組織する団体、それから、所管をしております国土交通省の神戸運輸監理部兵庫陸運部、それから、中播磨県民センター姫路土木事務所、福崎警察署交通規制担当部局、それと町内の道路というふうなところも含めて、神河町建設課長、それから、その他町長が必要と認める者としまして、神河中学校の校長先生、それから、お一人オブザーバーとしまして兵庫県の交通政策課というふうなところの皆さんに組織いただきまして、19人で今現在、構成をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） このメンバーの中で、住民と言われる方は結局何人ほどおられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。住民または地域公共交通の利用者としましては、先ほど申しました区長会等の5名ということになります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） この5名で住民の方々の意見を十分に反映できて、この

デマンドができた、そういうふうにお考えですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。前年、この実証運行をするまでに何度か協議会を開催をさせていただきました。その中でもそれぞれの立場から御意見等いただいたというふうなところでございまして、現在、私もとしましては、その5人のメンバー、住民を代表してのメンバーというふうな形で意見を聴取した中では機能しておるといふふうに理解をしております。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 分かりました。

ところで、現実には2.5往復のうち、実際には1往復、利用者が1名から2名、こういう状態ですね。本来であればコミュニティバスが2往復していたところを、デマンドの場合、ハイエースにして、1人か2人と、こういう状況ですね。それで問題が出てますね、いろいろと。一番最初にデマンドをする、どこにするかいうことを決められるときに、人数が少ない川上路線から始めるということをやらず言われたと思うんです。現実問題として1往復しかしてないのに、今問題出てますね。例えば、中学生の送り迎えの問題、これ、何か前の委員会で聞いたところ、職員の方が送り迎えされてる。また、小学生については、学校の先生が相変わらず送り迎えされている。この辺はどうなんですか。

これ全然、1往復のデマンドでこんだけの弊害が出てきた場合に、今から次のまた質問になりますけど、増やしていったときに困ると思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。実際にデマンド型交通を実証実験で運行させていただいて、現在、川上線、長谷地区、それから大河・鍛冶地区で実施をさせておる状況の中で、人数的には先ほど議員おっしゃっていただきました乗車人員ぐらいというふうなところになっておるといのが実態なんですけれども、基本的にはコミュニティバスの運行、10時から15時の中をデマンド型にするというふうなところに至ったのは、その時間帯、ゼロと、全くどの便もゼロというふうなところではないんですけれども、ゼロに近い形で運行しておるといふような状況があったというふうなところで、その点、その時間内でデマンドをすれば、基本、大きく増えるというふうなところはないんですけれども、しかしながら、1日1往復程度、1便2人程度につきましては必ず乗っておるといふような状況が見えてきたというふうなところございまして、もともと多くないところなんですけれども、実証実験としては形ができて、結果も分析も今後できていくかなというふうな状況を見ております。

そういった状況の中で、町長の回答にもありましたとおり、3点ほどの課題が見えてきたというふうなところになっておりますけれども、1つは、学校の始業式、終業式の臨時的な運行時の送迎と、時間的なところもちろんあるんですけれども、ハイエース

での送り迎えというふうなところで人数的な問題もあって、なかなか難しい状況にあって、今現在、職員なりウイング神姫さんの臨時バスで対応しておるといふような状況。それから、2点目の長期休暇、夏休み、春休みですね、そういったときに、どうしても部活動で、午前中の部活、午後の部活というふうな形で動きますので、10時から15時の間にそれも入ってくるというふうなところで、併せて臨時的な部分、それから人数的な部分の運行についても問題になっておるといふところでございます。3点目の、対象エリア外から川上のほうに行きたいという方について、今現在乗れないというふうな状況の問題ですけれども、そういった部分についても問題が見えてきたというふうなところでございまして、今後、後にも質問が出てまいりますけれども、作畑新田、上小田線についても同様な問題が出てくるというふうなところが現在見えてきたというふうなところですので、それを課題解決をしなくては前に進めないというふうな状況はあるというふうなところで、今後そういった解決をしていくというふうなところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今運行してるデマンドですね、ハイエースですね、実際のところ、川上、長谷、それから神崎総合病院、この経由のバスについて大体1日1人から2人ということなんですが、ハイエース、今使ってますね。実際の話、2名ぐらい、もうちょっと増えても、3名、4名になるんか分かりませんが、もう少し小さい車でもいいんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。実際状況を見て、人数的には大体1人か2人というふうなところです。普通車、それから、実証実験する前の試験については軽自動車なんかを利用していただいてテストをしてきたというふうなところなんですけれども、普通乗用車につきましても、実際に乗る人数、定員5名という形になっていくんですけれども、タクシーでもよく御存じだと思いますけれども、助手席のほうはあまり乗らない、乗せないというふうなところで、実際には乗客、後ろになりましたら最大3名というふうなところ、プラス、助手席に乗せましたら4名というふうな形になっていくわけなんですけれども、基本、多いときにはその4名では対応できないというふうなところもありまして、最大限可能な部分、普通車で可能な部分というふうなところで、今現在ハイエースの10人乗りというふうな形で運行させていただいておるといふような状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほども言いましたけど、このデマンドの弊害として、例えば、生徒の送り迎えを職員がする、また、忙しい、人数の少ない先生方が行われているという話なんですけど、教育長、前にも1回この話ありましたね。熱中症のときに一旦生徒を送るんに、先生が送ったと。それはやっぱりちょっと先生、本来の仕事じ

ゃないですもんね、送り迎えというのは。その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。今御指摘のとおり、それが適切であるかどうかという点については、私ども今考えてるところでございますけども、今、デマンドも含めまして、そういう事態になったときには、今おっしゃっていただいているような形で対応しているということでございます。課題としては十分認識しておりますので、できれば改善する方向では何とか工夫、課題解決できればなというふうには思っております。ただ、そういう場合には職員のほうも、もちろんあってはならないんですが、事故等ないように十分配慮して、子供の安全を第一に考えてそういうことを行っていることは、今現状でございます。ただ、改善ができる方向では何とかしたいという気持ちもでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先生の職業、先生の使命っていうのは、やっぱり学業のほうやと思うんです。人が足りないからって先生が送り迎えするような、そういうものをつくったらいけないと思うんです。その辺。

次、2点目に入ります。乗客の利便性に関する声について教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2番目の御質問にお答えします。

いずれも少数の方からの御意見ですが、これまで実証運行をしての利用者様からの御意見等を紹介させていただきます。

まずは、よい点として、バス停が近くなってよかったとの御意見をいただいております。

また、改善を求めることとしては、1点目として、予約をするのが煩わしい、2点目として、耳が聞こえにくいので電話の予約に困る、3点目として、帰るときなど時間帯によりコミバス利用となり、バス停が遠くなる、4点目として、対象地区外の方から、10時から15時の間の交通手段がないなどの御意見をいただいております。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ただいま町長のほうから、その声の中で、時間帯により帰りに降りる場所が違うっていうことなんですけど、デマンドで普通の場合、行き帰りと思うんですけど、これ、時間が違うっていうのはちょっとどういうことなんか分からないので、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。この降りる場所が違うというふうな御意見につきましては、具体的に言いましたら、デマンド型交通、1日2.5往復をさせていただいているわけなんですけれども、乗るときには1

0時から15時の間でごみステーション間隔でバス停を設置しておりますので、最寄りのバス停から乗車ができた。帰りにつきましては、15時以降になる場合、コミュニティバスになってまいります。コミュニティバスのバス停につきましては、従来どおりの家から遠い場所等にもなるというふうなところで、時間帯が違ったら降りる場所が遠くなって、重たい荷物を持ちながら家まで帰らなくてはならないというような問題というふうなところでお聞きをしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1日の利用が大体1便で1人から2人でこういう話が出るのはどうかなと思うんですけど、デマンドと時間帯が違うのかなということかもしれませんね。

次に、エリア外から乗車する便がなくなった。これ多分、柏尾の方やと思うんですけど、その対策、そのことについての方策、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。この問題については、おっしゃるとおり、柏尾、それから東柏尾の方というふうなところが中心になってくるというふうなところがございます。これまでコミュニティバスでは、川上線は東柏尾、柏尾区のほうを通過して川上のほうに上がっていくというふうなところが設定されてたというふうなところで、そこがコミュニティバスからデマンドバスに変わったというふうなところで、対象エリア外の人になってまいりますので、その人らは予約もできないというふうな状況で、乗れないというふうな状況でございます。

その対策としましては、これはあくまでも今現在すぐにというふうなところにはならないんですけども、一つは、広くデマンド型バスという予約ですね、エリアに関係なく募集というか登録をさせていただいて、バス停を増やしていくというふうなやり方が一つの方法というふうなところ。それから、あとは、今現在コミュニティバスの循環線というふうなものがあるんですけども、その循環線をうまく活用した中で、これまで乗れなかった部分の時間帯に追加して動かすというふうなところというふうなところの対策と、この2通りの対策というふうなところがあるというふうな今現在思っております。

しかしながら、さっきも言いましたとおり、法定協議会に当たります活性化協議会のほうを開催させていただいて、国土交通省に認めていただいた上での変更というふうなところになってまいりますので、その方向というふうなところを検討していきながら、早いうちに対策が講じれたらというふうな今のところは思っているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） よい方策、対処をお願いします。

次に、3つ目の質問に入ります。令和5年度に運行開始予定である越知谷線と上小田線の2路線についてお聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、3点目の御質問にお答えします。

令和5年度予算では、作畑・新田線及び上小田線のデマンド型運行を予定し、予算計上しております。内容は、利用する車両2台分の購入で、できるだけ早い時期に運行を開始したいと考えております。

しかしながら、越知谷方面の作畑・新田線においては、運行距離が長くなることから、定着性の問題と、乗車人数も多くなると想定されることから車両台数の問題など、デマンド型バスの運行区域、方法においても現在検討しているところでございます。

次に、作畑・新田線及び上小田線、同様ですが、小・中学校の行事の際の下校の問題、また中学校における長期休暇の際の部活動の課題、そして対象地区外により乗車できないなどの課題は、川上線同様に解決しなければなりません。

そして、令和5年度は地域公共交通計画の策定を行う予定であり、神河町において最善の方法を優先的に検討してまいります。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。この越知谷線、上小田線ですね、確かに今年度の予算で1,200万円組んでおります。恐らくこれはバス2台の購入の金額だと思います。

ただ、前回、川上、長谷線のと看に、もともとあった町が持っていたバスを改造して今運行しとるんですけど、この期間、どれぐらにかかったか覚えておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

改造するに約半年程度というふうなところを聞いております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ということは、改造するのに半年、なら、今度2台購入して、それを改造して、すぐに運行しても、来年になってくるのかなと思うんですけど、その時期ですね、いろいろ難しい、距離が長いとかいうことなんですけど、大体の期的なもの分かりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

できるだけ早い時期に運行を開始したいというふうなところで、町長の答弁でもあったとおりでございます。今現在、車両の手配というふうなところを実際に進めておるところでございます。実際には、やはり議員おっしゃったとおり、まだまだ半導体等の影響によりまして、車両自体の納入というふうなところも時間がかかるというふうな想定があります。それから、あわせて、ちょうど、これはメーカー、車両によって違ってくるわけなんですけれども、今現在走らせておりますトヨタのハイエースなんですけれども、

それが今度は形が変わるというふうなところで、もう受注といいますか受付が止まっておるといふような状況なんかも確認しておりまして、基本的に早く進めないと、その車両が手に入らないというふうなところになってくるというふうな予定で、今現在そういったところも含めて調整をさせていただいております。

しかしながら、やはり納期的に、それから改造、その後改造していくというふうなところで、実際にはかなり時間がかかってまいります。もう6月が終わりというふうなところで、半年になりましたら12月末、年明けというふうなところになってまいろうかなと思いますけれども、車両の購入の調整と併せて、これまでの課題等も併せて検討してまいりながら、年明け、年度内中というふうなところで運行のほうは開始したいと今現在思っておりますけれども、大変、今の状況からしますと、今年度中といいながらの少し遅くなるというふうなところで御理解をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。先日、5月27日に神戸新聞に越知谷のほうの自治協議体の中で、デマンド交通の運行に当たって安心部会を設置したと、そういう記事が載ったんです。やっぱり地元の方っていうのは物すごく期待されとんですね。川上路線が1人か2人、でも、越知谷路線はもっと増える可能性があると思うんです。町長も言われておりましたが、デマンドバス2台購入しても、それが2台とも越知谷で潰れる場合も十分考えられます。だから、予算的なもんももう少しまた考えていけないかなとも思います。自治協議体のほうでそんだけ力を入れてデマンド運行にかけてるところがあるんで、やっぱりその辺をよく考えていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。町としましても、地域協議会の越知谷地区の、新聞で報道ありましたとおり、デマンド交通、デマンドの部分に力を入れていきたいというふうなところにつきましては、新聞でももちろん拝見させていただいておりますし、直接聞いておるといふような状況でございます。今後、公共交通計画の策定をしております。そういった中でも、自治協議会のほうでそういった部分を担っていただけるというふうなところにつきましては、町としましては歓迎する部分、うれしい部分やというふうに思っておりますので、自治協議会のほうとその辺は十分協議をさせていただきながら、お互いに町としての公共交通の部分、それから、自治協議会で担っていただいている部分というふうなところをうまく調整をさせていながら、公共交通の維持、継続というふうなところをさせていただきたいというふうな形で現在思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 次に、町長言われました、地域公共交通計画の策定を行

う予定であると。これ、どのような計画なのか、概略でも結構です、教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。公共交通計画といいますものは、簡単に申しますと、自分たちの地域、神河町ですけれども、神河町ではこのような考え方で、このような形で交通手段であるバスや鉄道を持続可能なサービスとして提供していきますというふうな宣誓文、宣言文みたいな形、計画というふうなところなんで、この計画をこういうふうにしていきますというふうなところの計画と、宣誓文というふうなところで、簡単に言えばそういうふうなところで御理解をいただければなというふうに思っております。神河町にとって一番よい形の交通網を今後計画をさせていただくというふうなところでございます。

内容につきましては、今現状のバス、それから鉄道の利用も含めた分析、それから、分析に必要な住民に対するアンケートというふうなところを取って、分析をしてみています。途中にはそういったことを報告しながら、協議会の中で計画をしていきながら作り上げていくというふうなところでございます。

その中に、今計画しておりますところでは、ワークショップというふうな形で、利用者等の皆さんに集まっていたいて、いい形になるためにはどういうふうな交通の体系がいいかというふうなところを話し合っていたくというふうなところも今予定をしておりますして、最終的に住民の皆様と一緒にそういった計画を立てていくというふうなところが交通計画と。その作り上げた交通計画をもって、今後いろいろな法的な形の中でその計画を使っていく、またはその計画をもって、補助金を頂ける部分については補助金をもらっていくというふうな形になってまいるというふうなところで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） いい計画を立てていただきたいと思えます。

次に、猪篠・大山路線の運行予定についてお聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、御質問にお答えします。

猪篠方面を含む生野線は、神河町コミュニティバスの路線ではなく、神河町と朝来市生野町を結ぶ株式会社ウイング神姫のバス路線であり、現在、コミュニティ料金化事業を実施し、運賃補助を行っております。今後、朝来市及びバス事業者との調整が必要となりますが、その他地域、現在の循環線で運行を行っている地域も合わせて運行方法を検討してまいります。

いずれにせよ、デマンドを含め公共交通計画を策定してまいります。その計画の中で町内全域での交通網、スクールバスや福祉バス、またタクシー等を含めた公共交通の在り方について検討してまいります。

以上、栗原議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） よく分かりました。ただ、このデマンドの質問をしかけてから、私、もう7年になります。現実問題は、今、川上路線で1便運行して1人か2人、あまりデマンドは進んだというふうには思っておりません。計画をしっかりと立ててもらって、いろんな人の話を聞いてもらって、できるだけ早くデマンド交通がみんなの役に立つように、そういうふうに進めていただきたいと思いますのですが、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） デマンドバスについて、議員になられてからもうずっと意見を発信していただいているというところでございます。デマンド型バスを考える、まず一つの要因といたしまして、多くの議員の皆様方、そしてまた集落懇談会を積み重ねる中でいただいた御意見、それは昼間のコミュニティバスに乗られている乗客がほとんどいっしょにいないという、空っぽの状態がバスが昼間走っている、そこをもう少し効率よく運行できないのか、神河町も財政が厳しいというふうな中で、誰も乗っていない状態がかなりあるバスを昼間運行するよりも、予約を取って乗れるような、いわゆるデマンド型ということも考えるべきだろうと、そういう御意見が多数あったわけでございます。また一方で、乗りたいのはやまやまだけど、やはりバス停が遠くて、乗ろうという気にならないというか、結果、利用しないという、そういう方々の御意見もあると。

そのように、そのバス停の件については幾らかの改善もさせていただきましたが、やはりもう少し短い区間で乗れるといいますか、バス停が近いところ、そういう意見をお聞きする中で、デマンド型バスの運行というところに着地しようということになったわけでございますので、もともと昼間需要が少ない、その時間帯を区切ってデマンド型にした。さらに乗りやすくするためには、ごみステーションをバス停というものの考え方で、これまで入り切れていなかったエリアにも入れるような、そういったことはデマンドバスにすることで利用増が望めるのではないかなというところではございますが、結果として、川上線については、現状はそのようにはなっていないということでもあります。今後、2月からスタートしましてから現在に至っている中で、多くの御意見はいただいておりますので、そういった意見も、このエリア外であっても登録すれば利用できる、だから、そういう広い視野に立って、とにかく乗っていただくというところも今後十分取り入れていきながら、喜んでいただけるデマンド型交通システムを構築していきたい、このように考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、町長の見解聞きまして、よろしくお願ひします。

次に、大きい2つ目の問題です。神崎総合病院（病室内を含む）のWi-Fiの整備についてであります。令和4年12月に木村議員が一般質問されました病院のWi-Fi完備については、待合スペースのWi-Fi整備は、経費的に大きな負担はないが、病棟を含む最終的な整備範囲の検討やセキュリティー対策の要否、また、整備すること

によって新たに生じる運営上の課題などの検討をこれから行うとのことでしたが、約半年が過ぎ、どのように検討されておりますか。

今後の携帯電話の進歩とW i - F i 整備は必要不可欠なものであり、既に近くの聖マリア病院や県立はりま姫路総合医療センターでは整備されており、早急なW i - F i 整備が必要ではないかと思えます。見解をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名町参事兼病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。栗原議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでW i - F i 環境につきまして検討してまいりましたので、その内容をまず結論から申し上げます。公衆無線LAN、いわゆるW i - F i 環境を近々、まずは病棟エリアに整備し、その後、外来待合スペースを中心とするエリアに広げるべく、現在は詳細の設計を進めている段階です。供用開始まで、もうしばらくお待ちいただければと思います。

それでは、簡単に検討経緯を御報告します。都市部の状況としましては、無料W i - F i スポットが次々と撤退していくというニュースも飛び交う中で、当院として、患者さん向けにW i - F i サービスを本当に提供すべきか否かについて議論しました。やはり携帯キャリア各社からデータ通信量無制限プランが販売され、若年層を中心として無制限プランが普及し始めていることの影響が大きいと言われていますが、当院の患者さんの多数を占める高齢者層におかれましては、無制限プランはほとんど利用されていないであろうこと、また、スポットが次々と撤退していくのは、通信スピードやデータ量が増強された5 Gに対応するためには多額の費用を要するため、投資効果が見込めなくなったからという見方も強いのですが、これからのポストコロナという時期を踏まえますと、また、モバイルルーターを持ち込まれた場合の院内システムとの電波干渉というリスクを避ける意味でも、当院が患者サービスとして、無料W i - F i サービスを提供する意義はあるという結論に至りました。

これらを2月16日に病院経営改善対策本部会議において提案し、基本的な考え方が承認されたところです。

その後、具体的に整備範囲、セキュリティー、運営上の課題、そして経費について検討しましたので、その状況を御報告します。

まず、整備範囲についてです。外来と病棟という大きなくくりで、どこまでをサービス提供範囲とすべきかですが、外来だけですと比較的多くの機関でも導入されていますが、病棟まで整備している医療機関はまだ少数派ですので、あえて病棟も含めた患者エリア全体を整備しよう結論づけました。その背景として、今年度、多くの県立病院が病棟へのW i - F i 環境整備計画を打ち出し、予算化したことの影響ももちろんあります。

次いで、セキュリティーの確保につきましては、院内の医療情報システム等のネット

ワークと隔絶し、共用しないことを前提に検討しました。まず、総務省のWi-Fi提供者向けのセキュリティガイドラインにおいては、万が一の事件や事故が発生したときに備え、利用者情報の確認や認証の仕組みを導入しておき、誰がWi-Fiを使用していたのかを調査できるよう整備することが推奨されていますので、公立施設として、このガイドラインに準じて、適切な認証方式を選定し、整備すべきと考えています。

そして、これらを総合的に評価し、シンプルさとセキュリティーをバランスよく確保したいと考えています。しかし、ウイルス対策をはじめとして、最終的には自己責任で使っていただくことを大前提に、できるだけ快適な療養環境を提供できるよう、引き続き検討を深めてまいります。

運営上の課題は、今後いろいろと生じるものと思います。4床室、いわゆる大部屋ではイヤホンの必須化や連続使用時間数や使用可能時間帯を制限すべきかなど、さらに既存のテレビカードとの競合など、いろいろな決め事をしながら、患者さんにも一定の御理解をいただく必要があります。また、多くを占める高齢者層の患者さんがアクセスしにくい仕様になってしまいますと、職員が多くの質問対応に追われ、また、接続のための技術支援を求められることとなり、運営上の負担も大きくなるのが容易に想定できますので、できるだけシンプルで使いやすい仕組みにしようと考えています。

そして、経費につきましては、高度なセキュリティー対策をし始めると切りがないというのが正直なところです。ある業者に見積もっていただいたところ、数百万円ということでした。しかし、民間のWi-Fiネットワークサービスを活用すれば、高額なネットワーク機器を独自に保有する必要がなくなり、さらに当院では、専門の技術職員が在籍しており、作業を職員でほぼ完結できますので、これと同等の機能をかなり安価に実現できるようになります。

以上、総括しますと、セキュリティーは国のガイドラインレベルをクリアしながらも、院内の広い範囲で、使いやすい仕組みを安価に整備するということになります。

アクセスポイントへの同時アクセス数や電波干渉の精査等を踏まえたアンテナの数や設置位置などの仕様詳細の確定はこれからとなりますので、本日、最終的な姿をお約束するものではありませんが、近々Wi-Fiサービスを患者さん向けに無料にて御提供できるものと考えています。

以上、栗原議員の御質問に答えさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） Wi-Fi、お金もかかりますし、いろいろ大変やと思います。病院内のテレビのこともありますし。この中で、今、副院長がおっしゃられました、近々何らかの、この期間について、大まかに、例えば、3か月、6か月、1年と、この中でいけばどれぐらいか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長の春名でございます。

す。ただいまの御質問の時期についてですが、おおむねですが、二、三か月あたりでサービス供用開始できるかと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） よろしく申し上げます。

コロナの復活はみんな望んでおりませんが、やはり病院ですね、面会ができないときなんかWi-Fiがあれば、今の皆、携帯持っております。携帯で顔も見れます。患者のほうもやっぱり家族の顔を見れば安心します。とても大切なことやと思います。無理言って申し訳ないんですけど、できるだけ早くきちっと整備されれば、恐らく神崎病院の評判も上がり、患者さんも増えて、効果もあると思います。よろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を10時50分とします。

午前10時27分休憩

午前10時50分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、3番、澤田俊一議員を指名します。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。それでは、通告書に従いまして、粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の管理運営の基本方針と機能の充実について、今回、もうこれ1本に絞って質問をさせていただきます。

令和7年4月竣工予定で、いよいよ粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の整備工事が始まります。しかしながら、本年7月には着工と聞いておりましたが、先月行われました入札が価格高騰の影響を受け不調となりまして、現在設計書の見直しが行われていると聞いております。それは進めていただくとしまして、今回の、このたび出てきました実施設計の方針としまして、1番として、多世代が集う「まちのリビング」、2番目としまして、まちの資源を結び、よりどころとなる「はらっぱ」、3点目としまして、町並みに調和し、にぎわいを発信する「新しい風景」というふうに3つのコンセプトが上がっております。跡地活用につきましては、長年多くの皆さんが議論され、多くの皆さんの願いと期待が込められたこの施設であります。設置者である神河町として、ここに魂を入れていただきたいと思っております。そういう意味で、今回、管理運営の基本方針と機能の充実について、町長の思いを聞きたいと思っております。

まず1点目であります。5月の産業建設常任委員会、私はいつも傍聴してるんですが、今回傍聴できなかったんですが、その場で管理運営の所管課は教育課というふうに報告

があったというふうに聞いております。その管理運営の基本方針ですね、教育課の所管課の下で直営されるのか、委託か、指定管理か、その点についてまずお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

粟賀小学校跡地の公園・図書コミュニティ施設につきましては、残念ながら先日の入札は不落という結果になりました。早急に再入札の準備を進めてまいります。

さて、施設の建設につきましては、これまで意見募集や関係団体・子育て世代へのヒアリング、検討会によるワークショップなどで町民の皆様や、町議会や有識者の皆様からも意見をいただきながら進めてきました。地域を担う人々がよりどころとし、日常的に集う「まちのリビング」のように、新しいつながりをつくったり、まちの魅力を発信したり、誰もが思い思いに過ごし、世代を超えて笑顔があふれる、この場所ならではの公園を目指しています。播磨と但馬を結ぶ兵庫県の真ん中にある交流施設として、広域的なシンボルとなる公園ですので、管理運営の方法、図書コミュニティ施設及び公園の機能について慎重に検討してまいります。今後ともできるだけ多くの意見を取り入れ、実現できるようにと考えています。

詳細につきましては、教育課参事兼社会教育特命参事からお答えさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。それでは、澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

管理運営の基本方針ですが、図書施設のみであれば直営での管理は可能でございますが、公園の運営管理につきましては、日々の清掃、除草、植栽の手入れ、そして遊具の管理などが必要不可欠となってまいります。また、イベント等、人が集まるような仕掛けや公園の活用もしていかなければなりません。こうしたことから、ノウハウのある民間業者への委託、もしくは指定管理により、町内外から多くの皆様を集ってもらえるよう、効率的で柔軟性のある管理運営を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。直営か、委託か、指定管理かということで、今、回答があったんですけども、これを議論を深めるといふか問う前に、基本的な部分を町長にまず2点ぐらいお伺いしたいと思います。

まず1点目です。管理運営の所管課を教育課とされた、ひと・まち・みらい課が今まで取りまとめを行って、実際にオープンすると教育課とされたということで、庁内でもいろんな議論をされた上での教育課だと思っておりますけども、その教育課とされた思いを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 教育課とした理由といたしまして、この施設は公園と、そして

図書コミュニティスペースということでございます。公園管理といえば、一般的には、都市部でいえば公園管理課というものがございまして、そこには教育課の部署ということにはならないわけでございます。しかしながら、当施設におきましては、公園と図書コミュニティスペースということになっておりますので、図書という部分も管理するとなれば、やはり基本は社会教育部門というふうなところで、まずは教育課が所管ということで考えたわけでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 社会教育ということで、施設ということで教育課になったということで確認いたしました。

もう1点、町長が今、ブロック別の懇談会の中でも発言されてると思うんですけども、この施設をランドマークにしたいんやということをおっしゃってます。町長の答弁の中にも、播磨と但馬を結ぶ兵庫県の真ん中にある交流施設として、広域的なシンボルとなる公園ですっていうふうに町長言われましたけども、町長が言われるこのランドマークですね、ランドマークっていう、町長が思われるイメージというのは、今の答弁どおりかもしれませんが、どのように考えておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私が考えるランドマークということでございますが、もう一つの考え方は、シンボルとなる施設ということでございます。当然、粟賀小学校跡地の活用ということになりますから、神河町の施設であり、まず基本は神河町の方々が御利用いただく施設ということであります。

しかしながら、一方で、やはり地域創生という考え方といいますか、そういった、地域創生につながる施設であらなければいけない、このように考えるわけでございます。そのように考えますと、神河町民だけではなくて、この周辺のエリアの方々が、やはり今度の土曜日、日曜日、例えば昼間においても、ちょっと車に乗ってあの公園に行こうじゃないかという、そういうふうに思っただけのような居心地のいい空間を、神河町の中心であります粟賀小学校跡地に建設をしたいという思いでございます。

そもそもなぜ跡地を公園プラス図書コミュニティスペースにしたかというところは、この間の議会での一般質問にも答えてきたところでございます。特に集落懇談会を開催させていただく中で多くの意見をいただいたのは、やはり若い保護者の方々から、子供の遊び場が本当に神河町は少ないと、最寄りの公園も必要なわけでありますけども、都市部であるような、やはりセントラルパーク的な、中央公園的な、そういうものが欲しいと。そこに子供たちが集まってきて、そして、保護者同士の情報交換もできるような、そういう施設をぜひ造ってほしいという御意見、そこに応えていこうじゃないかということであります。単なる社会教育施設というだけではなくて、遊び場も含めた、そしてまた、できればカフェスペースも将来的にはぜひ設置ができればと、そんなことも考えているところでございます。

子供たちが集える、子育てを一緒にできるような、そういった施設は近くにもたくさんあるわけですが、そういった施設もこれまで視察にも行かせていただきましたし、その中で、神河町のあのスペースでどのようなことができるのか、そして、何といても多くの方に来ていただく、これがまず狙いでありますので、本当にシンボルとなるような施設にぜひ造り上げていきたい、こういう思いでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、町長おっしゃったことで、大体町長が思われているランドマークのイメージっていうのはよく理解できたんですけども、今も町長おっしゃったように、ランドマークっていうもともとの考え方っていうのは、もうシンボリックなものですとか、場所ですとか、そういうことから起こってる言葉やと思うんですけども、今、町長おっしゃったように、そこで空間ですね、ソフトの考え方、やはり人々を引きつけるソフトが必要なんですよね。そういう部分の思いも込めてランドマークっておっしゃってるということは、今、理解できました。

1点、私はいろんなまちづくりを今までいろんなところで勉強した中で、一つのランドマークの例としては、多可町のベルディーホールですね、あそこは本当にランドマークやと思うんですね。建物も本当に立派です。ですけども、その本当にコンセプトは、生涯学習のまちづくりの拠点であるということなんです。そして、住民が運営に参画をされている。そういう中で、加藤登紀子さんが、酒米の山田錦の産地である多可町ということで、毎年長い間、10月1日に日本酒の日のコンサートをやってこられた。そういう意味では、本当に地域の皆さんが思いの詰まった建物で、思いの詰まったイベントなり利用のされ方がしているっていうことで、本当に私もいろんなところ、まちづくりの勉強行きましたけども、近くではベルディーホールっていうのは本当にランドマークじゃないかなと私は思っています。

そういう施設にぜひともなるように、今後、運営について検討をお願いしたいなと思うんですけども、そこで、直営か委託か指定管理かというところになるんですけども、私自身の考え方は、ぜひとも直営でお願いしたいなと思うんです。というのは、今まで町の考え方を基に、あそこを民間企業に使ってもらえませんか、図書コミュニティ、そんなことも含めて、民間のノウハウで投資をしていただいて、やってもらえませんかというところで、なかなか民間から提案がなく、結果的に町として住民の思いを受けてこういう今の状態になってます。そういう意味で、ノウハウを持っているもちろん民間っていうのもあると思うんですけども、私は、あの場所は神河町の生涯学習の拠点にしてほしいなと思うんです。そして、なぜかというと、収益を生まない施設ですから、やはり町の責任でもって運営をしていく。収益を生む施設であれば、民間の方々も自分たちのノウハウを持って、いろんなことをやっていただけると思うんですけども、もちろん宮本特命参事からイベント等の話もありましたが、やはり私は今から本当に神河町、子育て環境を充実する、親御さんからの要望でそういった広場も、遊び場も欲しいという

中で造られる施設ですから、町の思いを込めて、生涯学習の拠点として位置づけて、子供たちを育てる場、また、町民、町内外の人々の交流と情報発信ができる場にしてほしいなと思うんですね。もちろんそういうノウハウを持った民間企業もあると思います。ですけども、直営でやるよりはより経費がかさんでいくと思います。そういう意味では、町、優秀な職員おられるわけですから、皆さんの思いを結集して、何とか直営でやるべきではないかなと思うんですけども、現時点での町長の考え方を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） この運営方法というところでございます。議員の考えは直営でお願いしたいということでもあります。そういった声があるということは受け止めさせていただきたい。その上で、神河町のこのエリアのランドマークになる、そういった施設、多くの方々に集っていただける、そしてまた、言われているような住民参画型生涯学習、そういう部分もどのような形で達成していくのかという、そういうところも今後詰めていかなければいけない、このように思っております。私もそれを踏まえて、直営、そして委託、そして指定管理、それを一番よい形で決定をしていきたい、このように思っております。

それと、多可町のベルディーホールでしたか、私も行かせていただきましたし、その運営方法についても、お話を聞かせていただいたことがございます。本当に素晴らしい取組といたしますか、なっておりますし、大ホールのあの設計も、あれはたしかどちらでしたか、福崎町のエルデホールも、多可町のあのホール、どちらも似た感じで、見本にしたというふうに言われているぐらいに、コンサートをしても音響効果素晴らしいホールとなっております。

それと、住民参画型というところでいきますと、多可町は文化協会がかなり会員さんもたくさんいらっしゃるというところで、独自の事業も、神河町とは違って相当、神河町以上にたくさんの方々の事業をされている。その代わり、それには予算も、お金も必要になってきますので、多可町としても多可町文化協会にかなり委託もされているというふうにも伺っております。そのぐらい多可町の文化協会の力量がすごいんだというふうに私、思った次第であります。

やはり文化力を高めていくということは、町の人材育成にもつながっていきますし、勢いが出てくるというふうに思っております。感性豊かな子供たちを育ていくためにも、文化芸術、そういったところに今後力を入れていかなければいけないところは十分承知しているところでございますので。ただ、神河町には中央公民館、グリンデルホールがあるわけでありますから、そういった中で、研修施設、研修するスペースはたくさんこのグリンデルホールにございますから、そのように考えますと、粟賀小学校跡地のコミュニティスペースについては、会議スペースは少ないわけございまして、中央公民館、グリンデルホールと合わせて生涯学習は考えていくべきだろうというふうに捉えているところでございます。いずれにしても、多くの皆様方の御意見を頂戴しな

から、よりよい施設に造り上げていく覚悟でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） それでは、2点目の質問に入ります。質問に入る前なんですけども、今、町長おっしゃったように、やはり町としての思いですね、今、町長がおっしゃった思いをやっぱり十分に生かせる施設、中身にしていきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それでは、2点目です。図書コミュニティ施設の機能についてであります。司書、専門職員を配置するのかということと、神河町の魅力や特色を発信できる蔵書内容となるのか、この点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。澤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、司書につきましては配置をいたします。管理運営が委託になっても、指定管理になりましても、司書を配置することを条件に入れることとします。

次に、神河町の魅力や特色を発信できる蔵書内容となるかということですが、書籍につきましては、現在、中央公民館と神崎公民館、きらきら館にある図書を持ってまいります。それらのうち、神河町や播磨圏域に関する図書を集めましてコーナーをつくる、また、馬車の車輪をモチーフにしたシンボル書架を設置しますので、そこに神河町や銀の馬車道に関する図書を並べて、町の情報発信や神河町を知っていただけるような工夫をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） まず1点目の、司書を配置するのかということで、配置しますということで、満額回答であります。ぜひとも配置をしてください。やはり司書の主な職務の中で、私は、大事なものは、図書スペースになりますけども、資料についてのレファレンスのサービスとか読書案内ですね、そういったことっていうのは、やはり大変大きな機能を持っていますので、職務として大事な部分ですので、ぜひとも司書を配置していただいて、司書の方が配置されると、ほかの多くの図書館へ行っても、季節ごとにいろんなテーマで読んでほしい本のコーナーがあったりとか、そういったことがございます。そういうことで、置くということですので、優秀な職員を配置していただいて、住民の方々が有意義に利用できるようお願いしておきたいと思います。既に神河町でも学校の図書についても司書おられますし、公民館の職員についても、公民館の職員に配置換えになってから、自ら勉強して司書の資格を取っておられる、やっぱりそういう知識を持った職員もおられます。ぜひとも司書、専門職員を有効に配置をお願いしておきたいと思います。

それの中で、2点目の神河町の魅力や特色を発信できる蔵書内容となるのかという質問に対しましては、今、宮本参事からありましたように、神河町や播磨圏域に関する図

書、また馬車の車輪をモチーフにしたシンボル書架等々、そして、神河町や銀の馬車道に関する図書を並べてという、そういう特色を出していこうということがありました。私、神河町は図書館、私は図書館を望んどったんですけども、図書館という位置づけではないんですが、今、司書を置いていただけということなので、本当に準図書館としての役割を発揮できると思うんですね。この間、姫路、加西、あと郡内含めて、うちの図書室も含めて広域的な連携を行って、いろんな図書の貸し借りができるようになっています。住民の方々も登録をすると、どこの図書館へ行っても借りれるという、そういう状況になっております。私は、今後の神河町の図書館、また郡内も含めてですけども、やっぱり地域の特色をもっと出していく。それを出すことによって、同じ本をどこの図書館にも置くんじゃなしに、やっぱり地域の特色を出していく。

例えばですけども、姫路の日本城郭研究センターありますね、市立図書館とは別に城内図書館があります。あそこへ行くと、お城の麓にありますので、全国のお城のいろんなことが、調べようと思ったら、あそこへ行くとお城に関する専門書、歴史に関する専門書、その当時の城主であった方々の専門書ってたくさんあります。県立の考古博物館へ行くと、やはり考古に関するもの、県内の発掘調査報告書っていうのは全てそろっています。そこまでせえとは言いませんけども、やっぱり神河町の特色を生かした、もちろん歴史に関することもあります。例えば、神河町、合併すぐに地域サロン事業っていうのがありまして、そういう中で、いわゆる大字単位のいろんな集落史を編さんされた例もあります。もっとそれ以前にも圃場整備をやったときにもそういう編さんされた資料もあります。そういう資料もぜひともそろえてほしいですし、神河町には歴史上の人物があります。私が住んでる近くの人で言いますと、松本荘一郎さん、日本初の工学博士ですね、幕末から明治にかけて鉄道の官僚となられて、播但鉄道のルートですとかそういう開業についても少し国のほうで関わっておられる、そういう官僚もおられますし、藤井茂太さんっていういまして、これは陸軍中將ですけども、そういった方々。この方はもともと福本藩に仕えていた方の御子息なんですけども、最後は陸軍中將までされている、そういった方々を紹介した、実は本もあります。やっぱり子供たちのためにそういった本もそろえてほしいですし、もちろん歴史上の人物だけじゃなしに、現在、神河町の出身者、各学校でもいろんな郷土学習で地域から出身の方々の、著名な方々の勉強をすると思うんですけども、そういう方々もたくさんおられます。例えば、越知出身の岸原廣明さん、元五百羅漢の住職ですね、こういった方々の著書もたくさんあります。足立誠太郎さん、もちろんたくさん民話集も出しておられます。そういうものも、今も図書室にあると思いますけども、やはり子供たちのためにはそういう本もそろえてほしいですし、時代が新しくなりますと、藤原ヒロさん、小林亜也子さん、森川あやかさんですね、お二人のハート大使、また、能年玲奈さん、のんさん、のんさんもいろんな本、出版物出しておられます。例えば、神河町出身の方々の本を全部そろえてますよ、それが私は神河町の特色になると思うんです。

そういう思いを持って図書、子供たちが、自分たちの先輩にこんな人がいてるんや、すごいな、自分も頑張ろうかって思うような、そういう図書をそろえてほしいなと思うのと、もう一つは、神河町の課題ですね。神河町の課題は、何ととっても子育て、そして、高齢者にとっては健康、そして、近年、町長がずっと言われてます山、農地、川を守る環境。神河町の図書室へ行くと、子育てとか健康とか山、川、森、田んぼのことについてはいろんな図書そろってるでって。福崎、市川にはないけど、神河行ったらあるでって、そういう役割を持ってほしいんです。福崎には民話がいっぱいあったらいいんです。それ以外にも研究者はおられますから、その町の出身者の特色でそろえる、そういう図書のそろえ方をしてほしいなと思います。

もう1点は、観光の面からいいますと、神河町はロケ地として売り出しています。映画ロケになった原作本ですとか関係の書籍を蔵書にするですとか、例えばですけども、村上春樹さんの著書を全てそろえるとか。神河行ったらすごいでという、何か柱をつくってほしいんです。

もう1点ですけども、私、よく子供たちと遊んでたときに、絵本の読み聞かせとかもしたことがあるんですけども、これ t u p e r a t u p e r a さんっていうお二人、ユニットでやられてる絵本作家です。この本、結構仕掛けがあるんですね。これ「しろくまのパンツ」っていいまして、しろくまさんがはいているパンツが見つからないというので、ネズミと一緒に探しに行こうっていう仕掛けの絵本です。まず、こんなパンツ脱がすところから始まって、中へずっと見ていきますと、その次のページをめくるわくわく感といいますかね、これ誰のパンツやろなって見つけて、しましまやなって、誰やろなっていうと、次、シマウマが出てくるとか、そういう、こういう仕掛け絵本をたくさん作っておられる、t u p e r a t u p e r a さんっていうユニットの作家さんおられます。実は、全国で講演活動をされたり、飛び出す絵本なんかの講演活動をされたりで、もうほんまに引っ張りだこで、近年では豊岡へ、一昨年ですか、来られたこともありますけども、本当に子育てをされている方にとっては大変人気の絵本作家です。全書籍、多分、市販されているん、今65冊ぐらいあると思います。例えば、神河へ行くと、これ全部そろってるで、あの話題の作家の本が全部そろってるよ、何かね、そういう個性を持ってほしいなと思うんですけども。

たくさん言いました。私の提案ですけども、これを受けて何か、教育長、何かございませんか、これを受けて。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。たくさん御提案いただいて、ありがとうございます。先ほど宮本参事のほうからお答えしたように、特色あるものを、コーナーとなると思いますが、つくっていきたいということは申し上げましたが、私が図書コミュニティ施設といいますか、図書のほうに思っておりますのが、前にも委員会とかでも申し上げたかと思うんですが、神河町には図書館がございませんので、今回それに相当

するものができるということで、子供たちをはじめ、そういう待ち望んでいた方に、神河町にもこれだけ立派な図書施設があるよということを誇りに思ってもらえるようなものにしたいということは常々申し上げておりました。

今回、それを具体化していかなければいけないんですが、その中で、今御提案いただきましたように、神河町独自の特色あるもの、あるいは、由来する方々、地域の人々、そのような今提案いただいたことを、本当に貴重な御意見もいただきましたので、参考にさせていただいて、施設だけではなくて、中身にも誇りを持ってもらう、持っていただけのような、そういうふうな特色ある部分をつくっていきたいと、このように思います。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ぜひとも神河町行ったらすごいなと、そう言われるような蔵書の内容にしてください。

図書の関係でもう一つ提案があります。これは、一箱本棚オーナー制度っていうのがありまして、実は書棚があって、イメージ的に分かりやすいのは、ちょっと皆さん御存じないかもしれませんが、駅前の観光交流センターに物販を置いてますけども、あれの一番南側の壁にこういう枠の棚がいっぱいあります。あれ、実は町内の方々の、お店は出せないけども、こんな売りたいんやって言うてる人がお試しで並べる棚として作った棚やったと思うんですけども、今はあまり活用されているのかどうか分かりませんが、ああいうイメージなんですけども、本棚の一枠の棚ですね、そこに町民の方々が自分のお気に入り、これをもっと町内の方、町外の方も読んでほしいなっていう本を数冊並べることができるんですね。自分が読んだ感想とかを書いて、そこで次、その本を借りた人とのやり取りができるって、そういう情報発信の場なんです。

私が最初に言った、町民の情報発信の場にしてほしいっていうものの一つとして、1箱の本棚制度ですね、小さいですけども、こういう棚に数冊並べる。これのオーナー制度があります。これ、実は2020年ぐらいから、静岡にあります、みんなの図書館さんかくってところがこういうことをやり始めて、それが成功したことによって、僅か2年余りで40か所、2022年の9月時点ですけども、全国で40か所にこういう取組が始まっています。割と大きな図書館じゃなしに、私設の図書館でこういうのが多いんですけども、蔵書、図書を買うお金がないので、こういうみんなで持ち寄りっていう。ですけども、それが大きな効果を呼んでるっていうのがあります。神河町内にも、私も含めて本好きな方はたくさんおられると思いますので、ぜひとも先進事例として参考にしてほしいなと思います。

近くでは、豊岡市にだいかい文庫っていうのがあります。平仮名でだいかい文庫。実は、公立豊岡病院の出石医療センターに勤めておられるお医者さんが、住民とのつながりを持っていてこうということで、こういう図書を置いたりとか、ふだん空いてるときにはリヤカーを押して市内回って医療相談されたりとか、そんな取組をされている。住民

と医療者が関われるきっかけをつくりたいということで、私設の図書館、図書室を造って、そこで交流をしようというような取組をされているお医者さんがおられます。多くのボランティアの方が一緒に活動されてますけども、ぜひともここも一度見に行っていて、お願いしたいなと思うんです。

今、月2,400円で1棚借りれて、住民の方々がお気に入りの本を置いて、それを利用者が借りることができる、そこで住民とのやり取りができる、そういう取組ですので、これもぜひ参考にしてほしいなと思うんですけども、今の私の提案を受けて、教育長、いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。ありがとうございます。今の制度と申しますか、私、ちょっと存じ上げなかったんですが、新しい施設ができるということで新しい形ができると申しますか、造り上げていかなければならないということで、子供たちの集う場でもあります、学びの場ともなります。そういった面で、様々な図書館、蔵書はきちっとそろえますが、それ以外にも、今おっしゃっていただいたような、まだまだ幅広くいろんな本があるよという提供ができる、そういうような提案をいただきました。子どもも今から勉強していくところがたくさんありますので、参考にさせていただきたいと思います。提案ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そういう意味で、この図書スペースも含めてですけども、やはり私は住民の方々のいろんな知恵を出し合って、職員の方々ももちろんですけども、職員の方々、住民の方々のいろんな知恵を出し合って、自分たちで作り上げていく図書スペース、コミュニティスペース、公園であってほしいということで、ぜひとも直営でということをお願いしたいんです。民間の企業、もちろんいろいろなノウハウ持っておられますけども、やはりコストを考えると、私は住民の方々と一緒につくり上げるシンボルにしてほしいという意味で、1点目、2点目の質問をさせていただきました。

それでは、次に、3点目の質問に入ります。今度は公園の機能についてであります。障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に安心して遊ぶことができるインクルーシブデザインの遊具を設置する考えがあるかということと、もう1点は、子供たちが自分の責任で自由に遊ぶプレーパークを運営できるようにする考えはあるか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

それでは、澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。

インクルーシブデザインの遊具の整備についてでございますけれども、インクルーシブの考え方につきましては、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、多種多様な方にこの施設を御利用いただくために、大変重要な仕掛けだと思っております。

インクルーシブデザインの遊具は、例えば、障害のある子供もいない子供も一緒に遊べる遊具のことで、一緒に遊ぶことによって交流が生まれ、障害に対する先入観や固定概念を持たず、子供たちが人間の多様性を自然に理解しまして、共に生きる心が育つものと期待ができるものでございます。

このようなインクルーシブデザインの遊具を導入することにより、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂、包摂といいますのは、全ての人々を排除せず包み込む、共に生きるというような意味でもあるとは思いますが、包摂ある社会の実現に寄与するものと思っております。また、設計時に募集いたしました御意見の中にも、インクルーシブデザインの遊具の設置についての御意見も頂戴しており、設置に向け検討をしてみたいと思っております。

近隣市町では、参考にいただいております稲美町の中央公園こどもの国や、また、姫路市が令和5年度に手柄山中央公園東エントランス広場に導入を予定をするというふうなこともお聞きしておりますので、併せて視察もさせていただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、プレーパークについてでございます。プレーパークとは、子供たちが生き生きと遊べるように、子供のやってみたいという気持ちを大切にした冒険遊び場で、子供たちは自分のやり方や自分のペースで創意工夫をし、挑戦し、失敗しながら学び、成長していく場というふうに認識をしております。

その場にあるもの、例えば樹木やその落ち葉、あるいは、管理者が提供したもの、例えば玩具のスコップやバケツ、木材など公園内にあるものを使って、木に登ったり、地面を掘り起こしたり、組立て等、自分のやってみたいと思うことをやれる遊び場、居場所というふうな形になると思います。

子供たちが自由に遊ぶためには、禁止事項を極力減らし、けがや事故は自分の責任というのが基本的な考えであるようにございます。そういったことから、けがをする場合もあるようなので、保護者や地域の人たち、またプレーリーダーの見守りが必要であるとも言われております。

そういったことから、このプレーパークにつきましては、常時の開設は管理上、非常に難しいというふうに思っておりますけれども、公園施設の運営内容にプレーパークなどのイベント的な開催を含むソフト面も検討してみたいというふうに思います。また、プレーパークなど子供の遊び場づくり活動団体との連携することも含めて、今後検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

例えば、2月の終わりぐらいに、神崎小学校で放課後開催されましたような、物を置いて自由に遊べるというふうな活動の取組というふうなところで御理解をいただきたいと思っておりますけれども、その活動団体には町内の方も参加をしておられるというふうに聞いておりますので、そういった人の協力も得ながら検討してみたいというふうに思っております。

この公園・図書コミュニティ施設が、町民をはじめ地域の方々に訪れていただき、家庭のように過ごせる憩いの場「まちのリビング」となるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上、澤田議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） インクルーシブのデザインの遊具、またプレーパークについて、石橋課長、よく勉強をされて、私が言いたいことは大体回答の中には含まれておるんですけども、そういうことで、そういう趣旨を生かしていただいて、すばらしい公園にしてほしいなと思うんですけども、1点だけちょっと教えてください。私、よく分からんんですけども、今回、入札不調に終わったんですが、議長を通じて、設計図書を見せてくださいということで、議員控室に1冊お願いしますということをお願いしとんですけども、不調になりましたので、まだ私はその内容を見てないんですけども、私は今回、公園・図書コミュニティスペース全体の実施設計ができて、入札にかけられたと思うんですけども、その中には、いわゆる遊具を、どういう遊具をどういう場所に設置するとかというような仕様とか、そういうものはあるんですか、ないんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。今回、実施設計をさせていただいて、入札にかけた設計書の中には、遊具の部分はございません。遊具の部分については、また後での入札というふうなところを考えておりましたので、今回はなかったというところですよ。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） それでしたら、インクルーシブデザインの部分については、もう本当に誰もが、障害者も利用できるんじゃないしに、誰もが一緒に利用できる、インクルーシブという考え方は今、この遊具だけじゃなしに教育の現場でも、教育長なんかはよく聞かれてると思います。いろんなどころから、特別支援学級がある、学校がある、ないと違って、もう全ての子供たちを同じ場に集めてという、そういう教育も必要ではないかというようなことが今盛んに言われてますけども、今回、私はこの遊具についてそういう視点を持ってほしいということで、質問をさせていただきました。

実際、私もこの質問するに当たって、稲美中央公園のこどもの国へ行ってきました。平日の昼間に行ったんですけども、さすがに稲美町、住宅街多いですから、若いお父さん、お母さん方が子供さん連れてたくさん来られてました。インクルーシブデザインの、障害の有無にかかわらずですから、健常者のお子さんが利用されてる、ちっちゃいお子さんでしたけども、ブランコに乗られてました。バケット型といいまして、もうこんな箱で足が出るような、それがつるされてるものをちっちゃいお子さんが利用されてた。その横には椅子型ということで、椅子に座って背もたれと安全カバーがある遊具、ブランコです。これは、いわゆる体幹が弱いお子さんも使える、そういうブランコなんです

けども、それぞれ利用されてるお父さん、お母さんに声かけたんですけども、本当に安心して利用できますよということと、年齢に合わせて利用できるんで、本当にこんな遊具つくってもらってありがたいですという、本当に高評価がありました。

ぜひとも、今後、遊具については検討されるということであれば、こういった考えも含めて、姫路市にもできるということですので、私、本当に目立つ、そんな大型遊具は要らんと思うんです。普通のブランコもあってもいいし、こういうブランコもあっていいし、回転する遊具もありました。複数で乗れて、背もたれがついてて、みんなで回れるという、そんな遊具もありました。それと、小型の総合遊具ですけども、スロープで車椅子の方も少しの斜面上って、そこから車椅子からお尻を置いて、そこから滑り台に入っていけるって、そんな遊具もございます。小野市のひまわり公園ですか、あそこにはもっと大きな、大型遊具って、何千万もする遊具ができたそうですけども、そんな遊具は私は望みませんので、本当に小さいお子さんが安心できる、そういう遊具の設置をぜひとも進めてほしいなと思います。これはもうやりますということですので、回答は結構でございます。

次に、プレーパークについてです。プレーパークも私が望んでおったとおりの回答があります。プレーパーク、実は町長にも来ていただきました。先ほど石橋課長のほうからありましたように、2月の20日に移動式の遊び場ということで、移動式の遊び場の全国ネットワークを代表されてます星野さんが全国回られてる機会がありまして、たまたま神河町で野外自主保育みあいっ子をされている代表の林田直子さんが星野さんとお知り合いで、当時、神河町へ来てもらうんやけど、会場どこにしたらええやろという話があったんですね。そのときに、ぜひ、当時の神崎小学校の校長であれば、あなたが頼みに行けば理解していただいて、使わせてもらえと思うよということで、本当に使わせていただけました。町長見られたように、本当に物すごいにぎわいがあったんですね。そのときの感想を、よかったら少し、町長、語ってください。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私もSNSを通じて知りまして、案内いただきましたので、ちょうど時間がありましたから、ぜひ見たいなというところで見させていただきました。また、いろいろと独自の取組をされておりまして、それ以前にも案内をいただいて、別の場所へ行ったこともございます。本当に小さいお子さんから、また、あのときは中学生はいなかったかもしれませんが、小学校上級生まで、そしてそこに保護者の方も一緒に来られてて、そしていろんな遊び道具を使って、こんな道具でここまで遊べるんだなということを感じました。本当に、どういうんですか、高価な遊具ということではなしに、手作りの遊具で、車のワンボックスにはしごをかけて、そこで上まで登って、その天井から今度は滑り台を、簡易な滑り台をつくって、それを滑って下りるような、そういう遊びもありました。これからいろんな、どういうんですか、遊び場づくりといいますか、交流の場づくりも考えることができるんだなということを感じたところでござい

ます。こういったつながりを大切にしながら、神河町の方々が楽しんでいただければというふうにはなしに、このエリアの方々も広く交流できるような施設になっていければというふうに感じたところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そういう中で、プレーパークの効果というか、そんなお話を少ししたいんですけども、いろんな子育ての研究をされてる方が提言されてる中に、不登校、自殺、暴力行為、いじめ、精神疾患などの状況を打開するには、子供の主体性を積極的に育む社会への転換と、遊び環境の改善が必要だということを言われています。遊ぶことはなぜ必要か、遊ぶことの意義、効果については、遊ぶことは自分で自分を育てていく命の仕組みである。遊ぶ権利は子ども権利条約第31条にもうたわれているということで、やはり遊びを大事にした社会をつくっていかなあかんということを提言されてる専門家がおられます。

このことは、先月の総務文教常任委員会で安部議員が質疑をされた、生きる力を育む教育、生きる力というのは、野山で遊ぶことだけではないと思うんですけども、そのときに安部議員が言われたのは、自然と触れ合うことが今非常に大事である。仲間と考えて、力を合わせて、結局自分たちでルールつくって遊んでいく、これがやはり体を鍛えて、いろんな考え方、対人関係も含めて、いろんな考え方を持つ力が育っていくんやないかということを言われて、教育長のほうからは、大事なことなんで、今後、そういうことに取り組みたいという答弁もありました。

そして、令和4年度でつくられました2050神河将来ビジョンの目指す姿の3番の、自然に囲まれて元気に子どもが育つまちの中に、子供が山や川など、自然の中で楽しく安全に遊ぶことができるよう、地域における体験の機会の創出や見守りを促進します。また、身近な公園など、安心して遊べる場所づくりを充実しますと、目指す姿にあります。まさに、こういうプレーパークで、自分の責任で、自分で遊んでいく、そういうことが我々が小さい頃、親なんか関係なしに、子供たち同士で、当時、餓鬼大将と言われた先輩からは、私が何か危険なことをしようとする、先輩が止めてくれる、餓鬼大将が止めてくれる、そういう中で、私も野山で育ちました、野山、川で育ちましたので、今、同じことをとすることはなかなか無理かもしれませんが、そういうことにつながる、ぜひとも広場、公園が遊び場になってほしいなと思うんです。

それと、町内の関係する団体との連携ということがありました。先ほど言いました、野外自主保育みらいっ子以外にも、神河こどものあそびdeつながる会というのをやっておられる若者もおられます。都会から帰ってきてやろうとしてる青年もおられますので、ぜひともそういった団体と力を合わせてプレーパークが実現できるような公園になってほしいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

最後に、先ほど子どもの権利条約のことを言いました。これ、子どもの権利条約は、1994年に日本がようやく条例を批准して、その批准したことを受けて、こども基本

法ができるわけですね。今年の4月1日、施行されて、その中に、国が今後、こども大綱をつくられて、県、市、町、村がこども計画、努力義務でつくりましょうという話があります。そして、そういう計画をつくったり、いろんな子供の施策について、今後、町が決めていくときに、子供等の当事者の意見を当然反映させなアカンということがございます。実際、今も野山で遊ぶことが、本当に僕は楽しいんだ、私は楽しいんだという子供たちもいます。そういう方々の意見も大事に、今後の子育て環境、遊び場づくりをしてほしいと思うんですけども、最後に教育長から一言、何かございましたらお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。遊び場を中心とした、今公園の中でそういう部分をという話でございましたが、広く御意見をいただいたと思います。

今日も長谷小学校では、川のほうへ行きましてアユの放流をしておるんですが、そのような体験、今は仕組んでいかないとできない部分もありますけども、そういうところをできるだけ考えていきたい。それから、おっしゃるように、川を歩くというか、石の上を跳びながら歩く、我々にはすうっとできることも、多分今の子はなかなか難しいのかな、それから山も歩いていくということが、山登り、我々の頃はよくしていました。させていきたいなと思いますが、危険なこともありますので、その辺も考えながら、今申し上げたような体験活動もどんどんやっていながら、先ほどおっしゃっていただいた生きる力につながることをやっていきたいと思います。体が動けば心が動くということを基に、今後も考えていきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、教育長がおっしゃってることを聞いて、一つ最近の、えっと思ったことが浮かんできました。

この前、前からお付き合いがある神戸学院大学の学生が神河町へやってきて、山とか川、特に川の話、実はここにおられる農林政策課長の前川課長に案内してもらって、実際河原へ入ったんですけども、そのときに、少しですけども雑草が生えているところを、女性の学生さんでしたけども、そこへ入っていけない。実際に入っていくと、もう石がごろごろしてますから、その上歩けないというね、そんな状況があって、ああ、今の子供ってやっぱりこういうふうな育つ子もいてるんやと思って、本当に、やはり神河の子供たちにはそんなことがないように、山や川で遊んでほしいなというのを思いました。2050にありますように、子供たちが本当に神河で育ってよかったなと思えるような、そういう町になってほしいなと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。今日お話ししたこと、十分受け止めていただいて、そして今から子育て環境、子育てについて、神河町、大変課題が多いと思います。その中で、私もこの前から子どもの権利条約という本を読んでるんですけども、ぜひとも子育てに関わる部署の方、一度、この本に限らず、子どもの権利条約って何や

ということ、それと、こども基本法をよく読んでいただいて勉強してほしいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で澤田俊一議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、7番、松岡宣彦議員を指名します。

7番、松岡宣彦議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。本日の質問を順番にさせていただきたいと思います。

ホームページの件なんですけれども、当町のホームページの内容の更新など管理について。1番、町民への情報発信の要であるにもかかわらず、ホームページが更新が随時行われていないようである。ホームページの管理方法はどうなっているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松岡議員の御質問にお答えします。

神河町は、町広報紙をはじめ、防災行政無線、ケーブルテレビなど、住民向けに多くの情報発信手段を整備し、これまで町からの発信については、目的や内容、世代、緊急性など、情報の内容と対象となる相手方に合わせて利用する手段を変えて発信してまいりました。

また、近年、スマートフォンが普及し、手元でいろいろな情報を検索することが一般化されています。そのため、町が発信する情報をホームページにまとめて、誰もがいつでも検索されればすぐに見つけられるように、町が発信する情報は全てホームページに掲載するよう職員に指示しています。

そして、議員質問のホームページの管理方法については、基本的には、各担当課で掲載の管理をしており、全体のシステム管理については総務課で管理しています。ホームページの管理、発信等の詳細につきましては、総務課長からお答えしますので、よろしくお願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課の平岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、松岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問のホームページの内容の更新など管理につきましては、町長答弁のとおり、直接の入力や掲載、公開許可等につきましては、担当課で行っております。特定の課や

特定の担当者が全ての情報を掲載管理するとなると、担当課から情報を提出してもらい、それからホームページに掲載という流れになり、手間が増え、時間がかかります。そのため、担当者が自らホームページに入力し、掲載が必要なときに公開できるような設計にしております。また、ホームページに掲載する情報の確認、決裁につきましては、各課の課長等の管理職が行っております。これらの掲載の流れについては、他の市町でも同じようなシステム設計となっております。

町長答弁にもありましたように、これまでインターネットで情報を検索するにはパソコンを利用しておりましたが、近年スマートフォンが普及し、情報はスマートフォンで検索することが一般的になりました。そのため、住民にお知らせしたい情報は、いつ検索されても引っかかるようにホームページに掲載するよう、全職員にお願いをしているところでございます。今では職員の協力により、おおむね全ての情報がホームページに掲載できております。

ただ、今、課題として認識しておりますのが、新たな情報の掲載だけではなく、期限が終了しているが掲載を続けているとか、情報の一部が変更になっているのが変更されていないなど、変更や停止などの管理についてでございます。掲載情報を担当課のほうでしっかり管理するようにお願いするとともに、定期的開催する行政情報委員会では、内容の変更はないか、閉鎖するページはないかなど、点検をルーチンとして行えるように確立していきたいと考えております。

以上、松岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 松岡です。今、すばらしい回答をいただいたんですが、実はこのホームページに気がついたことがありまして、私もいい年になったんでしょうね、肺炎球菌の予防接種の案内書が届きました。中を見てたんですけど、ホームページを何げなく見てみたんです。そしたら、私、昭和34年生まれなんですけど、32年生まれの方までの案内しか書いてありませんでした。これ、どういうことなんかなと思って順番にずっと見ていきました。皆さん、御存じですか、各課の長の方々。全然更新されてませんよ。

これ、全部あるんですけど、これ、全部じゃないんですよ。この黄色い部分、2018年の更新ですわ、今、何年ですか。これ、5年前ですわ。5年間で世の中は大きく変わった思うんですよ、特にコロナもあって。だから、ホームページ見てる人は、何も問題が生じて、問合せの電話とか、そんなんされてないのかなと。私が一番最初に気になって今日も聞くつもりだった、更新をするのにどういう手続でするのか。そしたら、今伺えば、各課でやると。この中には、ただ、2018年の更新だけでなく、例えば住宅、土地いう部門なんですけど、私が議員になる前でしょうね、地域振興課というのは今何になってるんですかね、尋ねてもいいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。地域振興課につきましては、現在、ひと・まち・みらい課ということで改名をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） こんな状態ですわ。反省されますか、ひと・まち・みらい課の課長。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。反省いたします。今後につきましては、随時確認をして、点検をして更新してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） ほかにもありましたが、これは今月の15日に農林政策課に更新されてました。私が質問内容を通告してるんで、それを見られて更新されたというのはいいことだと思うんですよね。それも何も思わずに、今、ここに堂々と皆さん座っておられる。私はその神経がよく分からんのですよね。

あと、神河町体育協会、今何て言いますか。

○議長（小寺 俊輔君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。ただいまの質問ですが、神河町スポーツ協会に、昨年4月から変わっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） もうあきれて物が言えないぐらい、ホームページについて皆さんどういいう見解でおられるのか、一番の情報発信の要です。そうは思いませんか、副町長。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。もう御指摘のとおりだと思ってます。今、総務課長のほうがお答えしたとおり、今回の御質問いただいて、御指摘の部分を想定しております、やっぱり更新とか継続的に点検ができていないと、その部分をどうするんだということを具体的に取組もうということで、今御指摘のことを重く受け止めさせていただきまして、定期的に更新、点検をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 僕は正直言うと、こうやって僕に言われる前に、もう既にちゃんとやっていますよというふうにしていただいたらよかったなと、そういうふうに思います。この掲載日が古いのは、内容が変わっていないからというようなことだとは思いますが、けれども、一般的に見ると、5年も前の内容が今もそのままの、言うた

ら、金額なんだろうか、手順なんだろうかという不安は絶対あるんですよ。だから、このホームページは誰のためにあるものなのか。もちろん町外へのいろんな発信情報もあるでしょうけども、やはり住んでる町民の皆さんがこれを見ればすぐ分かるというためのものであり、いや、なかなかパソコンも使えないし、スマホも見れないし、こういうホームページ言われても全く分からないという人もいらっしゃるでしょうけども、割合からいえば、もう少なくなってきたと思うんですよ。だから、もう80を超えた方なんかでも、パソコンを自由に使われる方も多くなっています。だから、この古いのをもう今月中か、それとも7月の10日なら10日までに、全て新しい日付に変更してもらいたい。どうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。議員御指摘のことにつきましては、こちらのほうも認識をしております、各課におきまして、表題、そして更新年月日を入れたエクセルの表を、現在、各課のほうに配信をしております、内容についてチェックしてくださいと。そして、2か月に1回、先ほど言いましたように行政情報委員会を開催しておりますので、その次の会議までに必ず全部を照会してくださいというふうに周知をしておりますので、そういったことで御理解いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 次の会議はいつですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。前回は6月の12日にありましたので、次回は8月を予定をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） それまでには書き換えられるんですね。だから、8月の、その会議のときには完璧にそろってるという形にしといてくださいね。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今、そのように指示を出しておりますので、古いままの、そのまま更新しなくてもいいものもあると思いますけども、基本的には全てのホームページの部分については、必ずチェックが入るものというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） それは、更新日はどうなりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 私のほうで管理しておりますのは、更新をした分については更新日になりますけども、更新が、そもそも変更しなくてもいいものにつきましては、その日のままということになりますので、基本的には、古いものは古い、更新しないも

のは古いままの日付ということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） そしたら、そのした分をどこかに書くことはできますか。古い日付やけれども、変更がないんで昔からの日付のままですってというような。細かい方はやっぱりいろいろと言われる方もあるんで、どうでしょうかね。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。その点について、できるかと言われると少しお答えが難しいところがありますけども、基本的には、チェックをしたエクセルの表を各課に配ってますので、その表を全て回収すると、総務課のほうで回収するというふうにしておりますので、基本的にはそれが返ってきた段階では全て更新が済んでいるものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 分かりました。そしたら、約束どおり、よろしくお願いします。

続きまして、2番目の質問に入らせてもらいます。近年、予想外の自然災害が発生する可能性が高い。思わぬ災害に対し、町民の生命と財産を守るため、当町でもハザードマップが作成されているが、いざというときにスマホで避難経路や避難所を確認できるように、また、他の市や町からの来町者にも現在地が分かるよう工夫をし、トップページに上げてもらいたい。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、松岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、想定最大規模降雨量により、公表することが水防法で義務化されたことで、令和2年度に現在のハザードマップに更新し、令和3年5月に全戸配布をさせていただき、従前のハザードマップから変更された点などについて、ケーブルテレビ放送やホームページにアップしておりますハザードマップの見方の動画により、随時確認できるようにしております。

御質問のスマホで避難経路や避難所が確認できるようにということでございますけれども、ハザードマップの配布時にスマートフォンやタブレット、パソコンなどで閲覧できるウェブ版ハザードマップについても、広報紙、また、ホームページでお知らせをしております。

このウェブ版ハザードマップを御覧いただくことで、浸水想定区域、土砂災害区域などの危険箇所のほか、町内の指定避難場所を確認することができます。避難時には、ハザードマップで示された危険な場所を避けて避難していただくことが重要となりますが、避難経路につきましては、お住まいの場所や地域によって異なり、町から発令される避難情報と併せ、雨量や河川水位、また避難する時間帯の風雨の状況などにより判断いた

だく必要があります。そのような意味からも、地域の環境や特性に応じて作成する地区防災計画を全集落で作成していただくようお願いをしており、災害時の避難経路と併せて、避難するタイミングや地域のどこの避難場所へどのように避難するのかについても、あらかじめ計画に定めておくことが重要であると考えます。

他市町からの来町者にも現在地が分かるよう工夫し、ホームページのトップに記載したらどうかということですが、町のウェブ版ハザードマップでは、現在地の表示はされませんので、G o o g l eマップなどのアプリで現在地を把握していただく必要があります。そのほか、町ホームページには、兵庫県C Gハザードマップのタブメニューがありますので、そのウェブサイトを御覧いただきましたら、ハザードマップ上に現在地が表示され、同時に避難場所を確認することができます。

これら避難所・ハザードマップ・防災行政無線のメニューは、ホームページのトップ画面にあり、確認しやすい、分かりやすい配置となっていますが、さらなる工夫として、災害時にはトップページの重要なお知らせの枠に防災メニューを入れることとしておりますので、そこからも御覧いただくことができます。

以上、松岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 今の回答に、なかなかすばらしい回答だと思います。しかし、ハザードマップ、スマホで開いてみたら、何が何なのか、正直言うと何も分らないのですよ。G o o g l eの地図ですかね、その上に斜線とかが入ってるんですけど、それこそ、その斜線が入ったら、もう住宅も何も全部消えてしまうんで、どこにいるんだろうと。だから、本当に観光なんかで来られた方や、川遊びをしてる人たちが突然に避難しなければならないときに、あのスマホで見る限りでは、自分がどこにいるのか、どこへ逃げたらええのか何なのか、全く分からない思うんですよね。それで、何年かに一度はそういう事故が日本の各地で起こることがありますよね。だから、神河町からは絶対にそんな事故を出さない、そういう災害で亡くなる人、大けがをする人、もう絶対に出さないという気持ちでやるには、やはり今言われた、兵庫C Gですか、ちょっと私、これ、知らなかったんですけど、どこをどういうふうに見たらそれが見れるのか、ちょっとまた見てみますけど、それはちょっと申し訳ないですけど。

いずれにしても、すぐに、緊急のときなんで、あっち行き、こっち行き、そっち行き、この画面に移ってというのじゃなくて、もう緊急のときには、ホームページを開いたらすぐにハザードマップが出ると。それも、ここが土砂災害の危険地域、これが避難所、これがA E Dでしたっけね、その器械が設置してあるとかいうのを、別に1枚にまとめなくても、2枚、3枚つくるのは駄目なんですかね。あと、位置情報とリンクさせてということは不可能なんですかね。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。こ

のウェブ版ハザードマップにつきましては、少し画面が航空写真になってる部分で最初は出てくるように思うんですけども、それを地形図で見ること、ちょっとクリックすることで地形図に替えたりすることもできますし、必要な部分、レイヤーというんですかね、の部分の機能もございますので、それを使っていただくことで、少し松岡議員のおっしゃられる状況が見やすくなるかもしれないんですけども、実際、最初にはもういろんな情報が重ねられておりますので、大変、おっしゃるように、少し見にくいようなところもございます。ちょっとそういった部分につきましても、使い方の説明書きであるとか、ちょっとそういった部分で少し工夫をさせていただくことで、見やすく、使いやすくということで、使われる方にもう少し易しいアップの仕方というところを考えていかせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 位置情報はつなげることは不可能ですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。このウェブ版ハザードマップ上では、これもあくまでも図面をそのまま見ることができるということですので、位置情報までは、このハザードマップでは分からないというところで、先ほども御説明しましたように、Googleマップで自分の位置を確認していただきながらということが今の状況では基本になってくるわけなんですけれども、まだちょっと運用のほうは少しできてないという部分はあるんですけども、防災情報システムと併せて、今運用を検討しておりますArcGISというシステムもございまして、これは行政側がそういう防災情報システムとして利用するという部分で、ハザードマップ、地形図と、またハザードの状況であるとか、それには位置情報もGoogleと同じような形で出るというようなシステムも、まだちょっと運用ができてないんですけども、今ちょっと検討を進めているというところです。

これはあくまでも行政側のシステムとして運用を今考えているわけなんですけども、今後、これからの運用として一般の方にも併用できるような形ができたというふうにも考えておりますので、ちょっと今すぐにはそういった対応はできてないわけなんですけども、今後はそういうことも考えていけるように進めたいというふうにも考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） それを大至急やってください。いずれでは遅いんじゃないですか。北朝鮮からもミサイルが飛んできますよね。いろんなことがあるんで、自分の位置をGoogleマップで検索して、もう1台、そしたら何か持っとかないかんねんね、今の説明では。だから、どうにかして、あの中に位置情報取り込めるように、このホームページを制作した方に尋ねてみるとか、それを大至急していただかないと、今から暑くなって、大雨が急に降ったり、土砂崩れがすぐ起きたり、ないとは言えません

ので、起きた後では遅いんで。神河町は絶対に出さないと、神河町は安全な地域なんだということを示すためにも、その辺に努力を、努力というか、絶対にやっていただきたいです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。おっしゃられることも十分こちら承知をしております。しかしながら、今のシステム上では、まだ運用のところまでは行っておりません。大至急ということですが、その部分につきましても、行政側もまだ運用が機能できてないという状況で、それは業者と打合せをしているような段階でございます。できるだけ、まずは、そのシステムにつきましては行政側でしっかりと運用ができるような形を進めたいということと、次の段階として、そういった一般の方にも早くそういった情報が見れるような形で、これはホームページとの関係とは少し違うわけなんですけども、そういった部分で進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 打合せ中だということで、ぜひとも早く進めてくださいね。

続いて、第3番目、ホームページについてですけども、ホームページは、各行政機関の仕事内容や観光地の案内をするツールではなく、町民が快適に生活する上での、いわゆる教科書である、参考書かな。近い将来、広報紙ではなく、ウェブでの情報交換や申請手続になるはずなので、もっと分かりやすく、もっとずっと誰でも使いやすいように工夫をしてもらいたいと思います。その点について、どうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、松岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の、近い将来、広報紙ではなく、ウェブでの情報交換や申請手続になるはずという点につきましては、将来的には多くのものがデジタル化の方向に進んでいくものと考えていますが、一部ではこれまでどおり、アナログのまま残るものがあると感じており、多様化していくものと考えております。

神河町の現状を申し上げますと、ホームページやSNSの発信では受信できない住民もおられることから、防災行政無線放送や広報紙、ケーブルテレビのお知らせ等も活用しながら、全世帯へと発信していく必要があると考えております。

さて、ホームページは、快適に生活をする上での教科書という考え方でございますが、当町のホームページをリニューアルした5年前にもそのような議論を行っております。例を申し上げますと、ごみの分別というのは、自治体によって少しずつ違っております。また、ごみを出す日については、ごみカレンダーを作成し、配布しておりますが、全国の自治体の中では、ホームページの中に、ごみの種類別に出す日が分かるシステムを導入している自治体もあります。地域名とごみの種類を検索すると、いつ出すごみなのか

が分かるシステムであります。また、コミュニティバスの運行時間を検索できるシステムを導入している自治体もありました。これらのサービスは、スマートフォンさえあればすぐに検索でき、日常生活の利便性を高めるものと考えています。ただ、5年前にはまだシステムが高価であり、そこまで費用をかけることは難しいと判断し、現在に至っているという状況です。

また、ウェブを利用した申請手続きにつきましては、政府が運営するオンラインサービス、いわゆるマイナポータルですが、子育て分野15手続、介護保険分野11手続、計26手続において、行政サービスの検索やオンライン申請、行政からのお知らせを受け取るなどの利用ができるようになりました。この情報については、現在、ホームページにも掲載をしております。また、広報紙でもお知らせする予定としております。

そして、議員御指摘のもっと分かりやすいホームページですが、町としては分かりやすいホームページの作成に努力しておりますが、利用者様からの御意見を参考にしながら、より分かりやすいホームページに更新していきたいと考えておりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いを申し上げ、松岡議員の御質問の回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 今の総務課長の答弁の中にありましたが、将来的には多くのものがデジタル化の方向に進んでいくものと考えますが、一部では、これまでどおりアナログのまま残るものがあると感じておりというのがあるんですが、申請手続だとか、そんなんはもう絶対にデジタル化しますんで、アナログの部分はもっと違う分野のことはアナログのところが残ってくるとは思うんですけど、やってもらいたいと思いますね。

また話は戻るんですが、この中に申請書類のところがありますわ。その申請書類のここをダウンロードすると、平成何年って出るんですよ、まだ。今はもう令和の5年ですから、だから、平成何年じゃなくて、令和に書き換えるとか、その時点でもう5年以上前のことなんですよ。だから、その辺も併せて、申請手続などはもうウェブから取り出して、書いて、持っていくのは持っていく、ファクスでもいいなら、ファクスでもいいとかいうのもあると思うんで、その辺をぜひ進めてもらいたいと思います。

重複しますけども、5年前にもリニューアルをしたときにいろんな議論があったということですけど、5年前と今と、また大きく変わってますし、いろんなソフトもまた新たに出てきているでしょうし、金額的にも安くなってるでしょうし、その辺も考えていただいて、ぜひともほんまに使いやすい、誰でも読みやすい、そういったものにしてもらいたい。

それと、プラスして言いたいのは、業種的にもあれなんですけど、今もう、一つの例を挙げると、仕事にしてもお墓じまいが多いんですよ。あれにも改葬届とかいう手続が必要だと思うんですよ。そういったことは何も中にないですし、わざわざ皆さん役場

へ行って、聞いて、また帰ってきて、また行ってってというようなことをされてる方も大勢聞きますので、そういったことも、いろんな今まで来られた例を足して、もっと複雑に増えてると思うんで、それもプラスしてホームページを、今度、8月何日までには最高のものにつくり上げてもらいたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ホームページに改葬の届けの 카테고리としてあるかどうか、ちょっと私も見てないんですけども、ホームページのほうで申請書を受け取るというのは、少しリスクがあるというふうに思ってます。というのは、送られてきたやつをクリックして開くと、ウイルスがもし入ってるというふうなこともありますので、ホームページにそういったものをつくり込むというのは少しリスクがあるかなと思ってます。ただ、他市町の状況を見ますと、先ほど言いましたマイナポータルとかLINEを活用したような、そういったこともされてるというふうには聞いておりますので、そういったものにつきましては、今後、研究をしていきたいというふうに考えておりますし、先ほど言われたように、窓口に来られる、そういった相談ですよね、そういったものがホームページを見れば分かるというふうなことは議員の御指摘のとおりかなというふうに思っておりますので、そういった部分を含めて、ホームページのつくり込みについては考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） よく分かってらっしゃるみたいなんで、ぜひともよろしくをお願いしますね。

続いて、ホームページとは別の質問なんですけど、高齢者への带状疱疹ワクチン接種を無料にしてはどうか。高齢者で带状疱疹に苦しんでいる方が少なくないと聞きます。带状疱疹ワクチン接種希望者に接種料金を補助し、また、できたら無料にしたらどうか。いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課の木村でございます。それでは、松岡議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、带状疱疹について少し説明させていただきたいと思います。带状疱疹は、幼少期に感染した水ぼうそうウイルスが原因となり、神経に沿ったウイルスが、ストレスや過労、加齢、病気などで免疫力が低下したときに、神経に沿って出現する皮膚疾患です。症状としては、水疱が出現する二、三日前から痛みやかゆみが出現し、1週間程度たつと多くの水疱と発熱など見られることもありますけど、ほとんどは2週間から4週間で皮膚症状は落ち着きます。しかし、人によっては痛みが長く続く場合もあります。50歳代から発症率が高くなり、発症のピークは70歳代とされています。

近年、带状疱疹が増加傾向にあると言われ、原因としては、高齢化による増加、コロ

ナ禍によるストレスと運動不足、コロナ感染による免疫力の低下、また平成26年から始まった子供の水ぼうそうワクチンにより、水ぼうそうを発症した子供と大人が触れることが少なくなり、追加免疫を得る機会がなくなったなど、様々な説が言われています。しかし、公立神崎総合病院での神河町民の帯状疱疹受診者状況としては、令和元年度22人、2年度22人、3年度25人、4年度10人と、4年度においては減っているような状況です。一医療機関のデータだけですので判断は何もできませんが、参考の数値でございます。

議員から質問いただいている帯状疱疹ワクチンについてですが、平成28年から使用可能な生ワクチンと、令和2年に認可された不活化ワクチンの2種類があります。生ワクチンにおいては8,000円程度で1回のワクチンで済みますが、不活化ワクチンに比べて予防効果が落ち、免疫低下者には接種ができません。不活化ワクチンは2回接種が必要であり、1回の費用が2万円近くかかり、副反応が生ワクチンより強いといった状況です。ただし、予防効果が高く、免疫低下者でも接種できるなど、それぞれメリット、デメリットがあります。

この帯状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。国の審議会においても定期接種化を検討されているワクチンの一つではありますが、不活化ワクチンにおいては令和2年度に認可されたばかりで、期待される効果、導入年齢に関しては、依然として検討が継続されています。ワクチンの費用助成においては、国、県、他市町の状況を見ながら、県に助成制度の要望をしまいたいと思います。

健康福祉課としては、まず、帯状疱疹になりにくい体づくりとして、日頃からバランスのよい食事と十分な睡眠、適度な運動を心がけ、免疫力が低下しないように体調管理を心がけることが大切と考えています。コロナ禍で様々な活動を自粛されていた方におかれましては、できるだけいろいろな活動に参加し、ストレス発散と適度な運動を心がけていただきたいと思います。

また、帯状疱疹は、発症からできるだけ早くに抗ウイルス薬の投与など、治療を行うことで合併症の出現を改善することもできることから、早めの受診が大切です。町としましても、早期受診の周知を広報など活用し、周知を図っていきたいと考えています。

以上、松岡議員の質問の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 一応私もその内容はいろんなもので調べて、今言われたとおりのことというのは重々承知してるんです。この中で、神崎病院の受診者の数を減っていると書いてありますが、減っているような状況ですし、これを見ると、元年が22人、2年度は22人、3年度は25人、4年度は10人と、4年度が下がってるだけで、そんなに変わらないんじゃないかなと。それで、皮膚科の受診になると思うんで、正確な数はどうなのかなとは思っています。金額も高くなりますし、あれなんですけども、私がこれを言われたのは、家からもうあんまり出られないと、もう体が不自由でなかな

か出られないのに、そうなってしまって夜も眠られないというお年寄りがおられたもので、それも一度考えていただけたら、そういうお年寄りの、高齢者の方には喜んでもらえるんじゃないかなと思って言ったんです。だから、できましたら、いいようになるように検討してみてください。以上です。

あとは、また次の質問に移らせていただきたいと思います。3番目の、林道の話なんですけれども、神河1号線というのがありまして、今、神河2号線はもう完成して、すばらしいスーパー林道が出来上がってます。続いての、今度の、その神河1号線の工事着工時期、それと、神河1号線の着工予定と、その進捗状況を御説明いただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 林業専用道神河1号線の着工については、現時点では未定の状態でございます。当路線は、町の森林整備の指針である神河町森林整備計画に開設予定路線として掲載しておりまして、事業概要は幅員3.5メートル、全体計画延長4,500メートル、概算事業費は5億円でございます。

山の再生を進める上で、路網整備は最重要であり、利用区域の主な地権者である大山財産区からの強い要望があることから、神河2号線同様に、県代行事業による整備を要望してまいりますが、受益施設となる生野バイオマス発電所の閉鎖等もありまして、早期実現は困難な状況と言わざるを得ません。

概要は農林政策課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。神河1号線の概要について御説明を申し上げます。

神河1号線及び2号線、これにつきましては、当初、旧町境の尾根近くを通りまして、生野のバイオマス発電所やJR播但線東側の大河、栗地内の森林へのアクセスが可能な基幹的な林道として立案をされまして、山村振興法に基づく県の代行事業ということで、県予算での整備が協議、検討されました。

平成29年時点の計画では、神河1号線は吉富地内の林道長尾谷線、ゴルフ場の南側から入っていく路線でございますけれども、これから東側の斜面の上部を通りまして、既設作業道を経て神河2号線へつながる路線となっております。しかし、平成30年、神河2号線の着手当時の県との会議で、予算の確保が困難であること、それから、県内のバランス等の理由から、神河1号線は将来計画とすると、そういう見解が示されておりまして、以降、要望や採択に至っておらない状況でございます。

現時点で、早期実現が困難であるという主な要因は2点ございます。1点目は、生野バイオマス発電所の閉鎖でございます。神河1号線は、神河2号線とともに生野バイオマス発電所への燃料材供給の対応路線ということで位置づけられておりましたが、発電所が昨年末閉鎖されましたことによりまして、県の代行事業としての採択要件となる路

線の重要度、これが当時よりも低下をしておるとい状況でございます。

2つ目は、林業専用道大畑越知線、これが令和4年度から9年度までの予定で、県の代行により町内で施工されていることでございます。このような路線は、現在、ほかに県内で宍粟市の1路線あるのみでございます。町内で2路線の同時採択は非常に考えにくい状況でございます。また、大畑北部から上越知をつなぎます大畑越知線は、さらに西へ進んで林道越知ヶ峰線につなぐ将来計画もでございます。

なお、神河1号線の新設部約2,700メートルの南半分に当たります吉富地内の山林部地籍調査は令和7年度、経営管理制度によります森林所有者の意向調査は令和10年度実施の予定でございます。これらの調査が完了しますと、大畑越知線がそうであったように、代行業を要望する上でも大きなメリットとなってまいります。これらの調査を着実に進める中で、地元要望の状況や他の計画等との調整を含めまして、県との協議を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 松岡です。生野のバイオマス発電所、これが閉鎖されたことが大きいのかなとは思いますが、また、チップ工場の計画とかそんなも聞いておりますので、材木は非常に必要じゃないかなと。神河2号線を視察に行ったときには、驚くような林道ができていて、これだったら山の整備もしやすいな、これはすばらしい計画やなと思ってたんですけど、1号線になって止まってしまったと。その中で、私が思いますのは、町長が発信してます2050神河将来ビジョン、その中の1番には、やはり山林の整備っていうことも入ってますので、県の代行業やということは分かりますが、どうにか町長も、もちろん県に要望はしておられるでしょうけども、今以上に努力していただいて、どうにか神河町の林業が、山林がうまく再生できるように、どうにか努力していただきたいと思っております。いかがですか、町長。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 山の再生でございます。私も同じ思いでございます。林道につきましては、今も神河1号、2号線については、林道ということではなしに、専門的な用語で言いますと、林業専用道ということでございます。議員も現地見られたということで、溝がコンクリートの溝ではなかったということで、専用道ということで、実は幅員は広いんですが、作業道というのが以前の言い方だったなというふうに思っております。林道ということになってきますと、広域基幹道、千ヶ峰・三国岳線が広域基幹道ということで、その基幹道については水路はコンクリートの水路が入るとい、そしてまた、擁壁もしっかりとコンクリート擁壁が入ったりという、コンクリート構造物を設置することになっていきます。したがって、メートル当たりの単価が一般の道路と同じように、むしろまだ高いぐらいの事業費になっていくということで、できるだけこの距離を延ばすということになれば、コンクリート構造物をなくす、しかしながら、基幹的な作業道ということで、幅員も通常の作業道よりも広めに取って、そしてできるだけ頂

上付近を走っていくというのが、林業専用道の考え方ということになっております。

神河2号線については御承知のように、山の一番、頂上付近を走っているわけではないのですが、本来は頂上付近を走る計画でもあったというふうになっております。それを基幹道的に走らせて、そこから間伐するために作業路を、枝線を入れていく、そうすることで作業効率が上がるということで、現在、それぞれの市、町、自治体ごとに林業専用道を入れるというよりも、県で代行施工という、そういったやり方が取られてるようでございますが、生野のバイオマス発電所が稼働終了ということになってはおります。今、新しい事業者を募集をしているところでございますので、また再開をする、そしてまた、今、神河町内では、神河1号線とは別に大畑越知線、そちらのほうも県代行をやっているということでございますから、そちらが終了すれば、必ず神河1号に入っただけというところは強く要望していきながら、神河ができることはとにかく間伐を中心に、下からでもいいので作業路を入れていきながら、間伐中心にしっかりと山の再生に取り組んでいきたい、そういう思いでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 今の言葉を聞いて安心しました。大畑越知線、これが令和9年度までの予定ですかね。地籍のほうも吉富地内で令和10年に実施なんで、続けてそっちへ入れるように、ぜひともまた県のほうに働きかけていただいて、整備されたすばらしい神河町にさせていただきたいと、そういうふうに思います。

これをもって、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で松岡宣彦議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を14時15分とします。

午後1時52分休憩

午後2時15分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次です。ちょっとマスク外します。今回は、3つの項目について質問させていただきます。

まず、最初に、全ての個室トイレにサンタリーボックスの設置をしていただいているかどうかというところです。高齢化が進んでいるこの神河町も、元気で長生きできるまちづくりを進めておられることは大変よいことだと思いますし、また、安心できることでもあります。また、高齢者でなくても、病気を克服したり病気の治療をしながら社会復帰されておられる方もいらっしゃると思います。例えば前立腺がんや膀胱がんの手術後では、頻尿や尿漏れの症状が起きやすく、尿漏れパッドを利用されてる方も多いと思いま

す。その方たちはパッドを捨てる場所がないため、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ない状況であるとのことです。

そこで、お尋ねします。公共施設等において、女性、男性にかかわらず個室トイレにサニタリーボックスなどは設置してあるのでしょうか。実態をお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

個室トイレのサニタリーボックスの設置状況ですが、まずは、行政関係では、役場本庁舎、神崎支庁舎、ケーブルテレビ局舎、センター長谷、大河内保健福祉センターについては、女性トイレ及び女性用多目的、男女兼用の多目的トイレにはサニタリーボックスを設置しています。しかし、男性用トイレ及び男性用の多目的トイレには設置していない状況です。

次に、社会教育施設では、中央公民館、神崎公民館、きらきら館ともに女性トイレ及び男女兼用の多目的トイレには設置していますが、男性トイレには設置してございません。

次に、社会体育施設では、はにおか運動公園、町民体育館、温水プール、神崎体育センター、町民グラウンドでも同様に、女性トイレ及び男女兼用の多目的トイレには設置しておりますが、男性トイレには設置してございません。ただ、はにおか運動公園の屋外トイレ、すぱーく神崎のトイレには、女性用トイレにもサニタリーボックスは設置してない状況です。また、観光施設についても同様に、女性用トイレ及び女性用多目的トイレには設置しておりますが、男性用トイレには設置していない状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。男性用トイレは、ほぼ全てのところに設置して、まだいないということが分かりました。

本庁舎の2階にあると思うんですけども、オストメイト用のトイレは、おむつ入れ、いわゆるサニタリーボックス、それは設置してありますね。これは確認です。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。多目的トイレ、1階につきましては、男性用多目的トイレと女性用の多目的トイレがあって、2階につきましては、多目的トイレは1か所、共有で使うというところについては、サニタリーボックスの設置はあったというふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。オストメイト用トイレというのは特殊なトイレで、いろんな汚物を処理できる水道設備とかがあるところだから、当然これは設置してあると思います。私も確認しに行きましたら、小さなものですけど、設置してあ

りました。

次、福祉の町を推進していく上でも、また、ジェンダーレスの点からも、全ての個室トイレにサンタリーボックスの設置をすることはいかがでしょうか。まずできるところからといえば、役場、公民館などの公共施設から設置を進めていき、順次必要に応じて設置を広げていけばと思います。男性個室トイレにも、少し大きめで蓋つきのしっかりしたサンタリーボックスの設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、この旨の表示も必要かなと思いますので、してはどうでしょうか。例えばサンタリーボックスの表面の上には、尿漏れパッドはここへ捨ててくださいとか、あるいはトイレの入り口に、全個室トイレにサンタリーボックスは設置してありますよとかというような表示をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

2050神河将来ビジョンにおいても、国際社会の認識、SDGs、持続可能な開発目標の理念、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会が、神河町の目指す姿とつながっていくものと考えております。この目指す姿を実現する取組の1つとして、サンタリーボックスについては設置する方向で検討していきたいというふうに思っております。また、設置するボックスや種類、サイズについてもこれから検討を進めていきたいと考えております。

次に、トイレの入り口等へのサンタリーボックスの表示につきましては、利用者が安心して利用できる環境整備に併せて、このような取組がさらに広がることも重要と考えており、どのような表示が適切かにつきましても検討してまいります。また、観光施設も公共施設同様、サンタリーボックスの設置及び表示について、担当課及び指定管理者とも検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。設置の方向でまたよろしく願います。

それと表示のところですけども、オストメイト用トイレ、特殊なトイレですけども、これの表示も1階の上がったところ、エレベーターの横、表示板のところ、あるいは2階であれば、エレベーターの横だったかな、そこにもありますか、それ専用のトイレですよということも表示されたら、そのトイレを利用しようと思っている方がいらっしゃたらすぐに分かると。今であれば、どこだろうと探し回らないと分からないというようなこともあると思いますが、その表示も併せてできたらと願います。

姫路市は、サンタリーボックスは10年ほど前から設置してるとも聞きましたので、それだけの要求が、需要があるということとされてると思うんですけども、今後も、細かいところですけども、さらに充実した福祉政策をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。学校健診での脱衣受診についてお尋ねします。全国版の記事ですけれども、昨年末に、安心できる学校健診を考える会の代表が、文科大臣政務官に、上半身の服を脱いで行う健診方法を見直すよう求める要請を出したとの記事がありました。脱衣による学校健診について、安心できる学校健診を考える会の調べでは、成人後も6割以上の方がトラウマ、いわゆる心的外傷を抱えていると指摘しています。したがって、着衣を認めてほしいと訴えたということです。

そこで、この神河町におきましての学校健診は、男女に関わりなく上半身は着衣で、つまりシャツを着て健診をされているのかお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

小・中学校における健康診断につきましては、学校保健安全法施行規則により、健康診断の方法及び技術的基準など診断項目等が決められています。また、令和3年3月26日付の文部科学省通知により、児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点についてが示されており、具体的には、1点目は、診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと、2点目は、衣服を脱いで実施するものは、全ての校種・学年で男女別に実施するなど発達段階を踏まえた配慮を行うこと、3点目は、検査の際には個別の診察スペースの確保に配慮することなどの基準が示されているところでございます。

神河町の小・中学校におきましては、これらのことを踏まえまして実施しており、小・中学校の女子児童生徒は、シャツや体操服を着たままで個別の診察スペースで受診を行っております。小学校の男子児童につきましては、保健室において上半身裸になりますけれども、個別の診察スペースを確保して受診を行っております。中学校の男子生徒につきましては、保健室入室時に、脱衣について養護教諭が脱衣、着衣が選択できることを説明し、生徒本人の意向により選択し、個別の診察スペースで受診を行っているところでございます。

以上、小島議員の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。今の回答の中で、個別の診察スペースというのはどういう状況なのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。保健室の中でパーティションで区切りまして、ほかの児童生徒から見えない状況をつくり出して個別の診察スペースを確保しております。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。いわゆるその部分だけ区切って、その中

で校医の先生が診られるということですね。

これは、1年に何回ぐらいされてますでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 学校保健法におきましては年に1回の義務づけとされておりますので、学年に1回ということでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 年に1回ということは、新学期始まって間もない頃だと思います。数は少ないんですけども大事な健診だと思います。

その点につきまして、校医の先生が多くの児童生徒を一度に正確に診察するためには脱衣で、いわゆる上半身をシャツ脱いで診察するほうが効率的とも聞いたことがあるんですけども、子供たちの心理的なことも考えると工夫していかななくてはならないと思います。現在、どのような対策をされているのでしょうか。今、パーティションで区切ったということがありましたけれども、そのほかに対策されてることがあったら伺います。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

毎年、各校と校医との間で打合せをして健康診断を実施しております。学校によっては1日で実施する時間数が確保できないため、数日にわたって診察を行っているところがございます。御質問いただきましたとおり、脱衣で診察するほうが効率的であり、脊柱のゆがみの確認もしっかりと目視により行えると考えております。しかし、心理的な面から、児童生徒から恥ずかしいなどの訴えがあった場合には、服をまくり上げる代わりに、体と服の間に聴診器が入るだけのスペースを設け、上半身全体が見えない状態で診察を行っております。また、児童生徒には、受診方法についても丁寧に説明をしております。また、着衣での脊柱のゆがみの診察も問診票などを活用して、着衣のまま肩のずれを目視で確認を行い、正確を期するようしております。それでも、児童生徒が特別な配慮を希望した場合であったり、保護者からの申出があった場合につきましては、ほかの児童生徒とは別の時間帯に実施するなどの配慮をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろと対策はされてありがたいと思いますが、この健診項目、これは数多いんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 通常の身体測定と併せまして、最近では運動機能検査、脊柱のゆがみであるとか、屈伸であるとか、内科検診の部分もでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。ここで、校医さんとの間で打合せをしないとありましたけども、やっぱり子供たち、こういう子供たちがいるとか、そういう学校側の状況を説明したりしながらそこで打合せをされるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。在校生につきましても、基本的には養護教諭が前年度の健診状態を把握しておりますので、その状況について校医さんにお伝えしてあります。新入生につきましても、問診を活用して、御家庭からの情報を基に事前に把握して、もし気になる点があったら事前に校医さんに伝えるような工夫をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。これからも子供たちが安心して健診が受けられますように、今までの対応を維持、あるいは改善をお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。町内各観光施設における相互の連携と相乗効果についてお伺いします。

コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ5類になりまして、観光客も元に戻りつつあることはありがたいことです。町内の観光施設も、インバウンドも含めて、町外から観光に来られる方が増えていると聞きます。一方、コロナによる収益減による補助もなくなってくるのではないかと思います。これからは、それぞれの観光施設の経営努力などがこれからの発展に大きく影響するなど、それが大切になってくるのではないかと考えております。

そこで、町内には指定管理の施設がありますが、その中に観光産業に関係した施設も多くあると思います。全般的にその施設が指定管理になったいきさつをお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理者制度は、それまでの管理委託制度に代わり、平成15年6月の地方自治法第244条の2の一部改正により創設されたもので、公の施設の管理に民間の能力を活用して、施設の設置目的を最大限に実現し、住民サービスの向上と経費の削減などを図るものです。従前の管理委託制度により管理運営を行っていた施設につきましては、原則として指定管理者制度へ移行することとされました。

本町では、既存の施設、グリーンエコー笠形、ホテルリラクシア、ホテルモンテ・ローザにつきましては第三セクター運営、また、ピノキオ館、水車公園、わくわく公園などにつきましては委託ということで施設の運営を行ってまいりましたが、それらの施設に

つきまして、施設の設置目的に照らして、事業内容や管理運営の在り方を検討し、制度の効果が十分に発揮できると期待される施設については導入を図ることを基本的な考えとしました。これに従いまして、神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則に基づき、平成18年4月以降、対象となる施設に順次指定管理者制度を導入し、令和5年4月現在の導入施設としまして12施設、指定管理者は8団体となっております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。当町のように観光施設の多いところでは、施設が12施設、指定管理者は8団体と数が多くなっておりますけれども、この中で、経営はそれぞれの企業でされていると思うんですけども、その経営を継続していくために指定管理料を払い、町としては委託してるとのことですけれども、経営戦略、その事業所がどのようにして発展していくか、あるいは大きくなっていくか、あるいは経営を改善していくかと、そういう経営戦略はその企業が専門であると思います。それ以外に、行政が指導、あるいはアドバイスなりできるのはどの範囲まででしょうか。いわゆる経営について行政側が中へ入り込んでいくというのは、これはちょっとできないと思うんですが、その外回りいうんですかね、そこら辺をどう指導したり、アドバイスできるのかという、その範囲をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1つ例に挙げますと、新田ふるさと村指定管理者基本協定書がございます。そういったその中に、公共性及び民間事業の趣旨の尊重といたしまして、第2条第1項、甲は、神河町ですね、ふるさと村の管理業務が民間事業者であることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を理解するものとするとうございます。また、第2項、乙、事業者でございます、事業者は、ふるさと村の設置目的、業務の範囲及び管理の基準に基づき、管理業務の実施に当たって、求められる公共性の趣旨を尊重するものとするとうあります。また、基本的な業務の範囲が定めてございます。第7条では、乙が行うふるさと村の管理業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とするとうということで、各号でその業務が定められております。

先ほど小島議員がおっしゃいました指導、またアドバイスという観点におきましては、第2条第2項の公共性の趣旨の尊重がなされない場合や、基本的な管理業務がなされない場合及び協定そのものを履行されない部分がある場合におきまして、指導、もしくはアドバイスといった御意見などを申し上げることとなろうかと思ひます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろいろな取決めがあってややこしいというか、複雑になってる面もあると思いますけれども、管理業務がなされない場合、協定を履行されない場合、その場合、今までこんな事例はありましたでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） なされなかった場合はないです。もし、仮にあった場合、先ほど申しました条例に基づきまして、例えば指定管理者の解除であったりとかいうような文言もございますので、先ほどの公共性ということもありますし、お互いに指定管理者と町とが信頼し合って、一体となってその事業をやっていくという、先ほどの条例の趣旨もあったように、協力して行っていくものと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。指定管理者、そこら辺と協議しながら、よりよい方向でまた協議していただきたいと思います。

それで、次の質問ですけれども、各観光企業がお互いに情報交換をしたり、独自性を披露したり、また連携や協力関係を持ったりすることができるように、各企業間の横の連携システムは現在あるでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

神河町では神河町観光連携会議がありまして、現在21団体で構成されまして、毎月1回行われております。その中に、先ほどの指定管理者8団体、12施設も参加されております。参考としまして、令和5年、この4月の段階では164回、5月、165回、6月で166回を迎えております。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） お互いに情報交換をしたりしていると。そこで観光連携会議の中でそういうことを協議したり、情報交換したり、それから工夫したところとか、そういうところもお互いに情報交換しながら、それぞれの企業のよいところ、あるいは見習うところを各企業がお互いに学び合っていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小島議員のおっしゃられるとおりでございます。例えば、ここ向こう3か月、また4か月の行事のすり合わせであったりとか、いろいろな経費削減の手法であったりとか、会議の中だけにとどまらず、会議を終わられたにしましても、そういった企業間での相談であったりとか連携、また、先ほど言いました行事のすり合

わせなどの中におきまして、同じ日、かぶる日、お客様を取り合いになってしまうというようなどこら辺なんかも一緒にそういった中ですり合わせがなされまして、協議が進んでいるというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。そういうところで、横の連携というものが十分されてると理解しておきます。

そこで、神河町は、観光産業が大きなウエートを占めていると思います。その観光産業を盛り上げるために、行政として全体的に連絡調整、アドバイス、それから新しい企画などを提案、または提示していくことができないかと思います。例えば、キャンプ場を各施設で利用することはできますが、相互に連携したり、あるいは峰山だったらこういう特徴があるとか、新田ふるさと村だったらこういう特徴があるとかいうところですね。相互に連携して特徴のある独自性を出したりするなど、また商工会との連携も含めて、観光と商工業とタイアップした事業などがあれば、その事例をお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど例に小島議員がおっしゃられてました、キャンプ場で特徴のあるキャンプというようなどころにおきましては、やはりお子様連れでお見えになられる方で、少しキャンプを楽しんでみたいという方におかれましては、例えば少し本格的なキャンプ施設であったりとかいうような、自分たちで本当にキャンプを設置して楽しむキャンプ場もあれば、グランピング、もう既にテントが設置されていますキャンプ施設といえますか、そういった施設で、まずはお試しで小さいお子様も楽しめるキャンプ場の御案内など、その方々のニーズに合わせたことが各施設でお問合せのときにはお返事をお客様のほうへされているのかなど、これちょっとすみません、私の想像でございます。ただ、民間事業者さんでありますので、指定管理者そのものが、ですので、やはりお客様のニーズに合わせた紹介と、またお客様の受入れというところでは、受け入れていただいた以上、お客様をそういった形でおもてなしをしていただいているものと理解をしております。

その上で、次の、例えば連絡や調整、アドバイス、新しい企画などの提示、提案いうことでございますが、そのことにつきましては、全体的な連絡調整やアドバイス、新しい企画などの提示、提案していくことはできないかにつきましては、町としましては、観光政策を取り組む中で、これまでも観光施設間での連携や観光施設と商工会との連携ができないか、また各企業などからいただいた企画であったり、国、県の補助金などを活用した提案、提示をしてきております。また、これからも同様にそれらにつきましては取り組んでまいります。

次に、観光施設と商工会との連携についてでございます。一例を報告させていただきます

ますと、先月終了いたしました。例えばグルメパスポート、令和4年8月21日から令和5年5月31日までの取組としまして、町内18店舗、御協力いただきまして取り組んでまいりました。これにつきましては、観光協会事業としてグルメパスポートを販売し、町内の飲食店、商工業者さんを回っていただけるような企画を実施したということでございます。また、少し古くなりますがニッポン全国鍋グランプリ2019については、商工会、観光協会、グリーンエコー笠形、また町が連携して、鍋グランプリに参加をいたしました。そしてグランプリ受賞という荣誉に輝いたというところでございます。

また、最近、ほかの連携の取組といたしましては、毎月、観光連携会議、先ほどもお話ししましたが、全体的な連絡調整を行い、町内の観光施設が連携して、お客様に町内を周遊していただけるような取組、そういった意見交換を実施しております。それと、観光連携会議でのつながりをきっかけに、粟賀ゴルフ場とラドーレ様が連携されて、宿泊パックの販売をされています。その部分につきましては、宿泊者の方がメンバー価格で粟賀ゴルフ場を利用できるということであったり、ラドーレカップを実施していただいたりというところ。また、越知谷キャンプアグリビレッジ、新田ふるさと村の宿泊客の方に、峰山高原リゾートのバギー割引券を提供ということで、越知谷エリアから高原エリアを広く周遊していただけるきっかけづくりとした取組も行っております。

令和2年度におきましては、それ以外にも、神河満天の星ということで取組をさせていただきまして、星に関する取組、神河町の星、夜空がきれいだということ、それと、最近の新しい取組としまして、ARスタンプラリーというものを組み合わせまして、1つは星に関する取組で、宿泊施設さんを中心に宿泊者の方に天体観測セットの貸出宿泊プランであったりとか、星空イメージのグルメやデザートなどの提供を各施設、各店舗で様々な星を中心としたメニューを体験していただくというふうな取組を行いながら、ARスタンプラリーということで、各施設、店舗の看板を読み取って、スタンプを集めて景品を獲得していただくということでございます。

ちなみに、このARスタンプラリーというものについて若干御説明をさせていただきたいと思っております。デジタルスタンプラリーと申しまして、現実世界を巡りながらスマートフォンやタブレットなどでのデバイスを使ってデジタルスタンプを集めるイベントとなっています。そのイベントに参加された方につきましては、スマートフォンのカメラ、こういったタブレットを利用していただいて、現実の特定の場所に設置されたARマーカ、例えばQRコードとかそういったものをかざすことによって、そこに疑似体験のコンテンツ、例えば何かスタンプみたいなものが出てきます。それがスマホ上やタブレット上に表示されまして、スタンプや商品を獲得することができるようになります。そのARスタンプラリーは、観光施設や商業施設などのイベントで幅広く導入されることが最近多くなっております。参加者にとっては、観光地を訪れるきっかけや新しい場所

を検索、探索する楽しみが増えるといったような、より体験型の体験ということになります。

以上が最近でいろんな取組としましては御紹介の一例となるかなと思っております。今後も観光協会、商工会、また、今は地域の方と一緒にあって観光産業を盛り上げていくということも目指しております。そういったことを地域の方とも一緒に模索しながら続けてまいりたいというふうに思っております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。新しい技術を使って若者も呼び込めるような施策をされているということは非常にいいと思います。

そこで、1つ、鍋グランプリの話が出てきましたけども、この商品は現在もお客様に提供されているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） グリーンエコー笠形で、ゆずと鍋ということで提供のほうをさせていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。また寄ってみたいと思います。

それと、観光と商工業とタイアップした事業、今たくさん項目で8種類のお話を聞きましたけれども、その事業について、効果はどのぐらいという、あることはあるんでしょうけれども、効果はどうか、どうだったかというところ、もし分かれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。正直、お幾ら、例えばこれで収益が上がったであるとか、この事業でこれだけお客様が伸びたとかいう確固たる数字は、正直捉えることができておりません。ただ、これから一緒にそういった事業を行っていくという上におきましては、よくPDCAということが言われます。そういう中では、計画を、プラン立てて、チェック、確認をして、アクション、行動をした上におきましては、最終その結果の検証ということで行っていく必要があるかと考えております。また、そういったことも観光連携会議の中で十分その団体の皆様方と検証をしていくような、そういったつくり込みを今後していきたいなというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。先ほどの小島議員の御質問で、ちょっと追加をさせていただきたいというふうに思います。

観光施設それぞれ時期的にイベント等を開催いたします。その際には、町内の商工施設、特に飲食店になりますけれども、そのお店につきましてはかなりお客様が増えると

いうふうなところも実際にはお伺いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。やっぱりそういう取組をしている中で、興味のある方、あるいは自分の趣味に合ったお客さんというのがどんどん来てくださると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今、お話ありましたように、P D C A出てきましたけれども、今後、相乗効果を確かめるために、今言われたプラン、ドゥー、チェック、アクション、あると思うんですけども、そのチェックの部分がいわゆるどう効果があったかというところは大事だと思うんですけども、このチェックは誰が、どの部署がどのようにチェックされるのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。今までそのチェックということにつきまして、連携されている商工業者様、またその観光協会に属する団体の方という中では、今までチェックをどのようにしていくか、そのこと自体も多分話がないのではないかなというふうに思っております。今までは計画、そういったプランがあって、そういうことを連携して取り組んでみようかという中で取り組まれているのかなということであったのかなと、私は思っております。ですので、そのチェック自体、そのチェック機能を相互事業者間、また団体間でどういうふうにチェックをし合うかっていうようなところ、またその中に行政がどういった形で、例えば先ほどありましたように提言や助言、またアドバイスというようなところで、私たち行政として関わるができるのかということら辺を皆さんと一緒に、商工、観光、また私たちということで取組をまた決めていきたいなというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。今、お話がありましたけれども、国や県の補助金、それを活用した提案、提示をしていきたいというところで、これはやはり役場の中のどの部署が中心になって進めているかといえば、やっぱり商工観光特命参事が中心になってされているのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 高橋でございます。小島議員の御質問にお答えいたします。

商工観光に特化したもの、また地方創生とひと・まち・みらい課が絡んでおります、そういった中で、先ほどの商工観光や商工会関係の補助につきましては、こちら私のほうに所管があると思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。この観光業については大変多く

の作業が入ってくると思いますけれども、今言われましたように、観光連携会議で役場のほうの立場として、もしできるならばチェック、それを分かる範囲でしていくと。これは、この事業についてはこれだけ効果があったというようなことを毎年積み上げて検討していくということになりますと、この神河町がどの方面の観光がよく伸びていくのかということも分かってくるんじゃないかと思しますので、その辺りの継続的なチェックをまたお願いできればと思っております。

それと、独立採算の取れる可能性のある施設いうのはあるでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。小島議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、どうということではないんですが、過去に、神崎フード、例えば町が設置をたしかいたしたかと思うんです。そして、神崎フードさんのほうへ委託というような形で取組がなされてきた経緯、経過があらうかと思えます。その中で、先ほどの指定管理者ということではないんですが、この業種の分野においては、委託ではなくて、また指定管理者ではなくって、神崎フードさんがもう今なされてるところ、指定管理者から外れているかと思えます。そういったところかなと私は思っておるんですけれども、指定管理者制度というところにおいては、あくまでも公共サービスへの民間活力導入の手法の1ついうところであれば、時代背景の変化によってそういった公共施設の役割を既に終えた事業、また得意分野のところを持つべきではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで補足をさせていただきます。神河町の観光施設につきましては、あれは平成何年度、30年度までに観光施設の総合管理計画を策定をしております、神河町議会にもその調査結果を報告をさせていただいております。その中で、今後、これは民間に移譲するといいますか、100%民営でやるべき施設というのは、あれはたしかあのときは、農村公園ヨーデルの森については、将来的にはそういうふうな形態を取れるのではないかというふうな結果が出てきております。

そのほかは、例えばモンテ・ローザにつきましたら、今はホテルモンテ・ローザということではございますが、モンテ・ローザの規模からいまして、ホテルという名称ではなしに、オーベルジュ的な、ペンションといいますか、そういった形状の中で運営をしたほうがより効果的ではないかな、そのような結果も出てきているところでございます。その当時はまだ峰山高原リゾートについては、スキー場についてはまだ完成はしていなかったんですが、現状、スキー場については、かなり経営的には非常に好調に推移しているというところではございます。

一番ネックになるのは、その施設そのもの、資産がこれは全て町の施設になっておりますので、その部分に固定資産税はかかってきておりませんから、だからそこを民間に

移譲していくという、民間の所有物にしていくということになれば、そこでまた固定資産税とかそういうところが発生してくるのではないかなど。その中で、本当に、いや、うちがやりますよというふうになれば、それはそれでうれしい話かなというふうには思うところでございます。

いずれにしても、スキー場建設当時にいろいろと議論をさせていただきました。利益が出る施設であれば、民間にさせていただいたらいいのだという御意見も頂戴したところでございます。しかしながら、それができるのであれば、過去に建設した、設置をした観光施設全て利益が出れば、行政が手を入れなくても民間が民間主導でできてたもの。しかしながら、それができなかったということは、なかなか利益が出ないという施設。しかしながら、地方にとっては労働力、雇用の確保というふうなところから、国の各省庁において、特に農村部においては、いろいろな補助メニューを創設をして、そして農村公園ヨーデルの森、グリーンエコ笠形、そしてまた旧大河内エリアにおいてもリラクシアのホテルであったり、そういうふうな形でやったわけでございますけども。だから、そこで地域創生で何をしたかというところ、公共と、そして民間が一緒になって新しい事業を展開していく、それが今の主流になってきておりますので、そういったところをこれからもしっかりと、お互いウィン・ウィンといいますか、そういった中で施設運営ができればというふうには思っているところでございます。

ただ、指定管理を契約する場合はプレゼンをしていただくわけでありまして、そのプレゼンの内容が一番優秀な提案者と契約いたしますから、それ以降は、行政としては、プレゼンをしたその内容どおりに運営ができていくかというところはしっかりとチェックしていきながら、これから神河のにぎわいづくり、これが最終的に地域創生につながる、そういうふうになればというふうには思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。それぞれの観光施設が独自性や特徴をどんどん発揮して、多くの集客効果が上がりますようにお願いします。また、商工会とのタイアップで相乗効果が上がりますように、今もいろいろと事業されていますけども、それがもっと発展するようにいろいろな工夫なりをお願いしたいと思います。

指定管理出てきましたけれども、やはり今町長言われましたように、公共と民間がタイアップしながら採算の取れる企業に持っていくと、管理料のみばかりに依存してはならないとは思いますが、そこに行くまでに両方がきちんとタイアップしながら進めていくということと、それから町行政もそれに絡んでバックアップしていくということをお願いしたいと思います。

そういうことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から6月26日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から6月26日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月27日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。どうもお疲れさまでした。

午後3時07分散会
